札幌鑛山監督局編纂

鑛業手續要覽

日本鑛山協會札幌支部

始

特223
686

鑛業手續要覽

はしがき

鑛業は各種産業中最も重要なるものの一つで、其の盛衰消長は忽ち國力竝に他の産業に重大なる影響を及ぼすものであります。

由來北海道は金・銀・銅・鐵・石炭・石油・硫黄を初めとし各種の有用鑛物を豊富に埋藏して居ります爲に、開發日尚淺きにも拘はらず其の鑛業は歳と共に隆盛に赴き今や本邦中最も將來のある地方となりました。然しこの豊富な鑛物を開發掘採する爲には法令に定められた種々な出願及其の他手續等を爲さなければなりませぬ。然るにこの手續が法令に適合しない爲、又は手續を缺くために出願人或は鑛業權者等に不利益を來たしたり之が取扱の職にあるものも無益の手數に惱む例が往往あります。

又、手續がかなり面倒だと考へられて居る爲他人に依つて手續を採らるゝ向も尠く有りません。併しながら出願に關する書式其の他手續は一々法令に示してあり、大體を知れば決して六ケ敷いものでは有りませぬ。

本要覽は當局に於ける取扱の經驗に徴しこれら書式手續記載事項の標準及作例等を摘錄し併せて

鑛業手續要覽

、陥り易き誤謬を指摘し以て一般新規出願者又は一般鑛業權者等の便宜に供せんとしたもので有りま
す。

固より早急の間に編纂した小冊子のことでも有りますから手續の全部を盡す事の出來ないのは勿
論記述の繁簡要目の取捨等に當を得ないものも有りませう。然し是等は將來稿を改むる際に漸次改
善する積りで有ります。更に本書に盡さざる所は直接當局に問合はさるゝことを希望すると同時に
管內の鑛業の現況に付ては別に當局編纂の鑛區一覽を參酌せられん事を望みます。

鑛業手續要覽

總目次

第一編 鑛業・砂鑛業出願手續……一頁
鑛業・砂鑛業登錄申請手續……四七頁
分析・鑑定・檢定依頼手續……六五頁
地質・鑛床・調査依頼手續……七三頁
第二編 鑛業着手前の諸手續……七五頁
鑛業事務所の届出……七五頁
鑛夫扶助規則の届出……七六頁
鑛夫雇傭就業規則の提出……九一頁
鑛業施業案の提出……一二二頁
鑛業設計書の提出……一二八頁

第三編　鑛業着手後の諸手續……一三一頁
第四編　土地の使用……一三九頁
砂鑛權者の採るべき諸手續……一五四頁
附　錄
鑛區稅及營業稅……一九〇頁
砂鑛區稅及營業稅……一九二頁

第一編

一、鑛業出願手續

鑛業と一口に云へば其の範圍は非常に廣いのでありますが、玆には地中に埋藏されて居る重なる鑛物を掘採することと、地表又は地下淺い所にある砂鑛を採取することとを云ふのであります。前者は鑛業法に規定せられ、普通に之を鑛業と云ひ、後者は砂鑛法に規定せられ、特に之を砂鑛業と申します。而して砂鑛業には鑛業に關する規定が多く借用されて居りますから先づ鑛業出願手續から述べます。

試掘と採掘

鑛業には試掘と採掘の區別があります。試掘と云ふのは地下の埋藏鑛物の存在を探索する爲に願出るもので試掘の權利を與へられた者は許可を得た土地の區域内で探鑛に必要な一切の事業をすることが出來ます。併し此の權利は四ケ年の期間で消滅します。採掘と云ふのは充分探鑛して鑛物の存在も確かになり埋藏量も充分であることが判り事業として永く之を採掘開發しようと云ふときに願出るもので、此の方には期間の制限はなく監督官廳から取消されたり或は權利者が自ら廢業する場合の外は鑛物の全部が掘採し盡くされるまで現續するのであります。普通には試掘の後に採掘を

願出るのでありますが、豫め調査が充分であるならば始めから採掘を願出ることも出來ます。又若し探鑛不充分と認むれば採掘出願中之を試掘に轉願することも出來ます。

出願鑛物の範圍

地下に埋藏せらるる鑛物の中で之を開發する爲めに鑛業法に依つて必ず許可を願出なければならぬものは左の三十種の鑛物であります。

金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、蒼鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、砒鑛、ニツケル鑛、コバルト鑛、燐鑛、黑鉛、石炭、亞炭、石油、土瀝青、硫黃、石膏、重昌石、明礬石、螢石、石綿

「炭化水素を主成分とする天然瓦斯」は石油として取扱はれますから之を開發利用するには許可を要しますが、小仕懸けに單に一家の自用に供するものは出願の必要はありません。

廢鑛（掘採後遺棄したもの）や滓鑛（製錬したる後投棄したもの）でも其の存在狀態が新たに掘採を必要とする程度になつて居るものを採り出す場合には出願しなければなりません。

以上の鑛物に該當しないものは假令如何に貴重な鑛物であつてもその開發掘採には鑛業法に依る出願を要しません。よく性質の判らぬ鑛石に付いて單に書面で出願を要するか否かの問合せがありますが、鑛山監督局に於ても現品がなければ責任ある回答は出來ません。斯樣なときには監督局にその鑛石を送つて鑑定か分析かを依頼されれば迅速且つ精確に其の性質が判りますから其の上で出願の手續をされるのが安全であります。

出　願　人

日本臣民であれば誰でも、又日本の法律に據つて出來た會社で而も鑛業を目的として居るものならば如何なる種類の會社でも鑛業の出願は出來ます。

又出願人が會社である場合は、その會社を代表する權限の有る者から、出願しなければなりません。

人數は一人でも二人以上でも出願出來ます。二人以上の場合は共同出願と云ふことになり、共同出願人は其の中一人を代表者として鑛山監督局長に屆出でねばなりません。卽ち共同出願の場合には願書と共に代表者選定の屆書を差出し、又は願書に代表者を表示することを要します。代表者を變更する場合も屆出をしなければなりません。鑛山監督局長は必要ありと認めたならば共同出願人に代表者の變更を命ずることもあります。代表者選定の屆出もなく、願書に代表者の表示がない場合には鑛山監督局長が代表者を指定し出願人全員に之を通知します。代表者が出來れば爾後監督局からの通知は一切此の代表者一人に宛てられ共同出願人各人宛には行きませんから代表者や他の共同出願人は常にこの事を心得て置かねばなりません。又假令代表者がありましても出願の取下、區

域增減の出願又は出願人變更の届出をする場合には代表者一人の名義では出來ません。其の願書又は届書には果して夫れが共同出願人全員一致の希望であるか否かを證する決議書か又は之に相當する書面を添付しなければなりません。さもなくば共同出願人全員の連署を要します。右の願書又は届書に必要な書類が添付してない時には其の願書又は届書は受理されません。出願後出願人を變更する場合には新舊出願人が連署した届書を試掘出願ならば鑛山監督局長宛、採掘出願ならば商工大臣宛に差出さなければなりません。又相續其他の一般承繼（例會社合併に因る承繼）に因つて出願人となつたり或は氏名　會社名、若は住所を變更した場合には戸籍吏に届出た日又は登記の日より十四日以内に戸籍簿か寄留簿か若は登記簿の謄本又は抄本を添へて届出でなければなりません。會社の代表者を變更した場合も同樣に届出を要します。共同出願人の内一人又は數人が任意脫退したり或は死亡したりした時は脫退又は死亡の日より十四日以内に脫退決議書又は戸籍の謄本又は抄本等其の原因を證する書面を添へて鑛山監督局長に届出でなければなりません。然し出願許可決定通知後には出願人の名義變更届は許されません。

出願地

鑛物の掘採を願出る土地の區域を出願地と申します。試掘權又は採掘權が設定された後は之を鑛區と申します。出願地の面積には制限がありますが、鑛業上不適當と思はれるやうな形狀は訂正又は增減を命ぜられることがあります。又陸海軍の軍港、要港、火藥製造所、火藥庫及彈藥庫の周圍、三百間以内、要塞地帶第一區及第二區内竝陸軍輸送港域第一區内の場所を出願する場合は出願の日より三十日以内に所轄官廳の許可書若は許可を受けたる事を證する書面又は許可を申請したることを證する書面を差出さなければなりません。

卽ち石炭は一出願地五萬坪以上、其の他の鑛物は五千坪以上でなければなりませんし、孰れも百萬坪以上の區域を一願で願出ることは出來ません。出願地の境界は直線で定めなければなりません

試掘、採掘の出願地又は鑛區を增減する必要があれば願出て許可を得なければなりません。其の手續は試掘又は採掘の出願手續と同樣でありますが、試掘又は採掘出願に付許可決定通知を受けた後は、出願地の增減の出願又は、試掘を採掘、採掘を試掘に願變へすることは出來ません。

願書の作成

願書の書式及宛先は法令に依つて定つて居ります。宛先は試掘に付ては鑛山監督局長、採掘に付ては商工大臣であります。書式は後に揭げてありますが、願書は原則として鑛物の種類毎に作らなければなりません。二種以上の鑛物が同一出願地内に於て同一鑛床中に存在する場合には同時に掘採を願出ることが出來ます。普通相互に同一鑛床中に存在しないと認められる鑛物は格魯謨鐵鑛と、燐鑛、石炭、亞炭、石油、硫黃であります。

鑛種名は出願後同一鑛床中に存する鑛物に限り、その更正を願出ることが出來ますが、併し試掘採掘の許可決定通知後鑛業原簿に登錄前の期間中はこの出願は許されません。

鑛區圖は鑛業を爲さんとする土地の區域を示すもので、願書と一體を爲すものであります。故に試掘願書及び、採掘願書には必ず鑛區圖を添付しなければなりません。

圖面も又出願地毎に作らなければなりません。添付すべき圖面の枚數及び圖面調製樣式は後に掲げてあります。

手數料の納付

總て鑛業の出願及び屆出には手數料を要します。手數料額は各出願及び屆出の種類に依つて異つて居りますが、何れの場合にも手數料に相當する金額の收入印紙を願書又は屆書に貼付して納めなければなりません。時々爲替券や現金を封入したり又は郵便切手を貼付して來るものがありますが斯樣な場合には手數料は不納と看做され、その願書又は屆書は受理されません。貼付の收入印紙には消印をしてはなりません。

手數料額

鑛業の出願又は屆出に要する手數料は左の通りであります。

一、試掘願	每一件	金五十圓
二、試掘出願地の變更願		
增區又は增減區	每一件	金三十圓
減區	每一件	金五圓
三、試掘鑛區の變更願		
增區又は增減區	每一件	金三十圓
減區	每一件	金五圓
改正	每一件	金五圓
四、試掘出願人の變更屆	每一件	金五圓
相續	每一件	金二十五圓
相續以外の原因に因る變更	每一件	金七十五圓
五、採掘願	每一件	金五十圓
六、採掘出願地の變更願		
增區又は增減區	每一件	金五圓
減區		

七、採掘鑛區變更願　毎一件　金五十圓
増區又は増減區　毎一件　金五圓
減區　毎一件　金三十圓
鑛區訂正　毎一件　金五圓
改正　毎一件　金三十圓
八、採掘鑛區の合併又は分割願　毎一件　金五十圓
九、採掘鑛區の分合願　毎一件　金五圓
十、採掘出願人の變更屆　毎一件　金三十圓
相續　毎一件　金五十圓
相續以外の原因に因る變更　毎一件　金五圓
十一、共同鑛業出願人の脫退屆　毎一件　金五十圓
十二、鑛種名更正願（鑛業許可後の更正）　毎一件　金五圓
十三、鑛業法第四十九條の規定に依る實地調査願　毎一件　金五圓
十四、鑛業法第五十二條の規定に依る測量又は檢査願　毎一件　金五圓
十五、鑛業法第五十三條の規定に依る障碍物除却願　毎一件　金十五圓

十六、鑛業法第五十六條の規定に例る鑛業用地使用願　毎一件　金二十五圓
十七、裁決申請　毎一件　金二十五圓

願書の差出方法

以上の願書が完備しましたら之を差出すのでありますが、試掘又は採掘の願書及出願地又は鑛區の増減の願書は必ず第一種引受時刻證明郵便で差出さなければなりません。又總て商工大臣宛に差出すべき願書や屆書は必ず鑛山監督局に差出すことになつて居ります。此の場合監督局に差出した日時は商工大臣に差出した日時となります。

出願の許可並に登錄稅の納付

以上の手續に依つて差出した願書が受理せられ審査の結果願意が認められることになれば、鑛山監督局長から許可決定の通知が發せられます。出願人が此の通知を受けたときは之を受取つた日の翌日から起算して三十日以內に登錄稅納付書に各場合の登錄稅に相當する金額の收入印紙を貼付し記名調印の上許可決定通知書及附屬の圖面を添へ之を書留郵便に付するか、又は出願人若は其の代理人が監督局に出頭して差出さなければなりません。

代理人に依つて登錄稅納付書を差出す場合は出願人の委任狀を要しますが、法人の代表者に依つて之を差出す場合は委任狀は不要であります。

往々登錄稅納付書のみを差出して許可決定通知書及び附屬圖面を添付されないことがありますが此の許可決定通知書は登錄濟通知書を作成する爲に、又附屬圖面は鑛區圖としての證明をする爲に是非必要でこの孰れかゞ缺けて居る場合は登錄稅納付書は受理されません。尤も此の場合返付せられた登錄稅納付書を受取つた日の翌日から起算して五日以內に登錄稅納付書に不足書類を添へて差出せば、三十日の期間經過後でも例外として受理せられ登錄稅の納付が出來ます。此の場合を除いては右の三十日の期間は延長せられませんから猶豫を願ひ出ても許されません。共同出願の場合は許可決定通知書は代表者に送付されますから、他の共同出願人は代表者の不在等に由つて失期しない樣に充分注意しなければなりません。尙登錄稅納付の際共同出願人があれば鑛業權者としての代表者を共同出願人全員が連署して届出なければなりません。尤も登錄稅納付書に共同出願人連署しの內の一人を代表者として表示したときは、之を以て代表者の届出ありたるものとして取扱はれます。若し前述の期間內に登錄稅納付書を書留郵便に付さないか 又は出頭して之を提出せぬときは出願は却下せられます。

出願人が以上の手續を完了すれば、鑛山監督局に於ては之を鑛業原簿に登錄し玆に始めて試掘權又は採掘權が設定せられ出願人は完全なる鑛業權者となるのであります。

◎試掘權制度の改正

試掘權の期間は從來は登錄の日より二ケ年で其の期間滿了後舊試掘權者が十日以內に同種鑛物に付き更に出願をした場合は、舊試掘鑛區に付いては他の出願に優先して權利が與へられて居たのでありますが、昭和十六年六月一日改正鑛業法の實施に依り試掘權の存續期間は登錄の日より四ケ年となり、優先出願は廢止されました。然し昭和十六年六月一日迄の既存試掘權に限つて商工大臣が已むを得ざる事由ありと認めた時のみ石油を目的とする試掘權に付ては四年以內、其の存續期間の延長を許されることになりましたが勿論昭和十六年六月一日以後設定の試掘權の存續期間の延長は許されません。

延長の申請は當該試掘權の存續期間滿了の日前六月乃至二年內に左の事項を揭げた申請書正副二通を鑛山監督局を經由して商工大臣に提出しなければなりません。

一、試掘權者の氏名又は名稱及住所
二、試掘權の登錄番號
三、鑛區所在地
四、申請の理由
五、試掘權存續期間中に於ける各年別稼行實績

尙昭和十六年六月一日現に存續して居た試掘權は同日から更に四ケ年間存續します。試掘權存續

期間延長申請書ノ様式ハ二一〇頁參照。

◎其の他の注意事項

期限又は期間　鑛山監督局に差出された願書や添付圖面が違式ではないが完全でないものや、又は不足なものゝある場合は夫れを修正又は補充して何月何日迄に差出せと云ふ命令を受ける事があります。又出願地若は鑛區に付き實地に調査する必要ありと認めた時は、調査事項及び調査の期日を指定し、實地に就き調査事項の說明を求める爲めに出願人又は鑛業權者若は夫等の代理人の立會を命ぜられる事があります。以上の手續は出願の處理上必要な事柄でありますから出願人に於て命令通り事を運ばぬと出願は却下せられます。又鑛業法では、許可書又は登錄稅納付書を差出す場合の樣に一定期間の定めのあるものは、猶豫を願出ても決して延長されませんから、失期しないやうに充分注意する必要があります。

代理人に依る出願其の他の手續、出願人の住所が遠方にあるとか或は出願手續に不慣れであるとか云ふ理由で代理人を以て出願其の他の手續をせられる場合が可成り多いやうでありますが、此の場合には必ず代理權限を證する出願人又は鑛業權者よりの委任狀を差出さなければなりません。

改印の場合　出願の手續中各種書面に押印された出願人の印形が紛失其の他の理由で變る場合がありますが、此の場合に單に改印屆のみを提出せらるることがありますが、それは何等の効力もないものでありますから從前の印形と異なるものを使用せねばならぬときには、其の印鑑證明書を必ず添て出さなければなりません、此の點も充分注意を要します。

願書及屆書書式

作製上の一般的注意

一、試掘の場合は總て願書は一通、圖面は五葉添付しなければなりません。

一、採掘の場合は總て願書は正副二通、圖面は六葉添付しなければなりません。

一、共同出願の場合は共同出願人全員連署し一人を代表者として表示するか、又は別に代表者選定屆を出さなければなりません。

一、出願後代表者に依つて願書の取下、出願地增減の願出又は出願人變更の屆出をする場合には決議書か又は之に代るべき書面を添付しなければなりません。鑛業權者の代表者に依り鑛區の增減、合併又は分割を出願する場合に於ても共同鑛業權者全員の決議書又は之に代るべき書面を添附しなければなりません。

一、代理人に依つて手續をする場合は願書に代理人が記名調印するは勿論別に必ず委任狀を添付しなければなりません。

一、會社が出願をする場合は會社の住所、名稱を記入する外別に必ず會社代表者の住所氏名を記載し調印しなければなりません。

一、出願中の鑛種名更正願、出願人代表者變更届、出願人住所變更届又は改印届其の他樣式の定めてない各種の願書届書には必ず願出或は届出を爲さんとする出願の出願年月日、出願地の所在、鑛種名、面積等を記載しなければなりません。又代理人に依つて手續をする場合に添付する委任狀にも同樣右の諸事項を明記しなければなりません。

一、尙右の外當局から出願の受附通知のあつた出願に付て願書、届書を提出し、或は照會等をする場合には必ず受附通知中の「札鑛番號」を記載して下さい。

諸樣式

◎試掘願

何鑛試掘許可願

何國郡市町村大字何

面積

右箇所ニ於テ何鑛試掘許可相成度圖面相添此段相願候也

住所

何坪

出願人 氏 名(會社名)印

年 月 日

札幌鑛山監督局長 氏 名殿

◎採掘願

採掘出願の場合には圖面の外に鑛區內に鑛物の存在することを證する鑛床說明書を添付しなければなりません。鑛床說明書の書式は定つて居りませんが、記載すべき事項は 一、鑛區內及び附近に於ける地質の概要 二、鑛區內に存在する鑛床及び鑛物の種類 三、鑛床並に其の露頭の位置、走向、傾斜及び鑛床の品位 四、鑛床の大きさ卽ち其の幅、或は厚さ、深さ及び延長 五、其の他の鑛床の說明に必要な事項であります。

何鑛採掘許可願

何國郡市町村大字何

面積

右箇所ニ於テ何鑛採掘許可相成度圖面並鑛床說明書相添此段相願候也

住所

何坪

出願人 氏 名(會社名)印

年 月 日

商工大臣 氏 名殿

◎出願地增減區願

何鑛試掘（採掘）出願地增減區（增區、減區）願

何　年何　月何　日出願

何　國　郡　市町村　內何鑛試掘（採掘）出願地　何　坪

增區　何　郡　市町村大字何

面　積　何　坪

減區　何　郡　市町村大字何

面　積　何　坪

合計（又ハ差引）　何　坪

右試掘（採掘）出願地變更許可相成度圖面相添此段相願候也

年　月　日

住　所

出願人　氏　名（會社名）印

札幌鑛山監督局長（商工大臣）氏

名　殿

◎鑛區增減區願

何鑛試掘（採掘）鑛區增減區（增區、減區）願

何國試掘（採掘）權登錄第　號

何　國　郡市町村何鑛試掘（採掘）鑛區　何　坪

增區　何　郡市町村大字何

面　積　何　坪

減區　何　郡市町村大字何

面　積　何　坪

合計（又ハ差引）　何　坪

右試掘（採掘）鑛區變更許可相成度圖面相添此段相願候也

年　月　日

住　所

出願人　氏　名（會社名）印

札幌鑛山監督局長（商工大臣）氏

名　殿

◎鑛種名更正願

試掘（採掘）鑛種名更正願

何　國試掘（採掘）權登錄第　何　號

右試掘（採掘）權ノ鑛種ハ何鑛ト更正許可相成度別紙理由書相

添此段相願候也

年　月　日

住　所
試掘（採掘）權者　氏　名（會社名）印

札幌鑛山監督局長（商工大臣）氏
名　殿

◎出願人變更届

試掘（採掘）出願人變更届

何　年何　月何　日出願
何　國　郡市町村內何鑛試掘（採掘）出願地　何　坪

右試掘（採掘）出願人何某ニ變更致候間新舊出願人連署此段届出候也

年　月　日

住　所
舊出願人　氏　名（會社名）印

住　所
新出願人　氏　名（會社名）印

札幌鑛山監督局長（商工大臣）氏
名　殿

◎出願相續届

試掘（採掘）出願相續届

何　年何　月何　日出願
何　國　郡市町村內試掘（採掘）出願地　何　坪

右試掘（採掘）出願人何某死亡（其ノ他相續ノ原因ヲ記載ス）ニ因リ相續致候間戸籍抄本（又ハ相續ニ關スル證明書）相添此段届出候也

住　所
相續人　氏　名　印

札幌鑛山監督局長（商工大臣）　氏
名　殿

◎共同出願人脫退届

共同試掘（採掘）出願人脫退届

何　年何　月何　日出願
何　國　郡市町村內何鑛試掘（採掘）出願地　何　坪

右共同出願人何某何（脫退ノ原因ヲ記載ス）ノ爲メ脫退致候間別紙何（脫退原因ヲ證スル書）面相添此段届出候也

住所

代表者　氏　名（會社名）印

札幌鑛山監督局長（商工大臣）　氏名殿

試掘權存續期間延長申請

一、何國試掘權登錄第何號

一、何國郡市町村何試掘鑛區　何坪

一、申請ノ理由　何々

一、試掘權存續期間中ニ於ケル各年別稼行實績

何々

右試掘權存續期間延長相成度此段相願候也

住所

年　月　日　試掘權者　氏　名（會社名）印

商工大臣　氏　名　殿

一、圖面調製上の注意

出願圖面を調製する場合には勿論目的の鑛物即ち鑛床を完全に其區域內に包括する樣心掛けることが肝要です。今迄の例を視ると此一番大切な事柄が甚だ曖昧で、自分では確に出願區域の中央部に入れた積りでせうが結果は區域外になつたり、亦は區域の端にやつと一部分這入つた位の結果となり、思はぬ悲喜劇を演ずる事が屢々で役所としても事情を聽いて大變氣の毒に想ふのですが、後で氣付てから區域の增減區を出願しても其時はもう他人が願つて居れば其方に取られ、之が救濟の道が無いのですから何んとしても最初の出願をする時が一番大切なのであります。

夫れではどうすれば確實に自分の目的箇所を願ふことが出來るかと云ふと、陸地測量部の發行する既に皆さんの御馴染深い、五萬分の一地形圖の讀方を平素良く研究して置くことです。

例へば露頭を澤の中で發見したなら、此の位置は五萬分の一の圖面で何處に該當するかと云ふ此の見當で之れが實に大切なことなのです。即ち今露頭を發見した箇所は何々部落の端れから二本目の大きい澤で、この澤を五百米計り上つた所に澤が二岐になつて其の右の澤を二百米位上つた所に在つたと假定したなら、其位置を五萬分の一の圖面上に求め其の箇所に大體印を付けて、尙ほ充分附近の狀況を調べて出來るなら其澤を登つて山の頂上に出て、五萬分の一と實地の關係とを良く見較べて、確信を得る樣に務めて下さい。此の下調査を念入りにして置けば絕體間違ひ

は無いのですが、早合點をして好い加減に圖面を作る爲飛んだ失敗に終ることが多いのです。

出願圖面を作製するには、測量した圖面で願出ることは最も望ましいのですが、御承知の通り出願は分時を爭ふもので、一分でも早い方が先願となるのですから、此の樣な手數と日時を費して居ては皆んな他人に取られて仕舞ふ結果となりますから、五萬分の一を五千分の一に引延して作製することが一番便利であります。尙ほ其五千分の一に引延した圖面が果して目的の處に當るや否やを充分に調べる必要があります。此の引延のときに間違が相當多いものであります。

然し要塞地帶や軍機保護法地帶は五萬分の一の圖面が頒分されて居りませんから、斯る地域は陸地測量部發行の二十萬分の一の圖面を基本にして、作製して下さい。此の場合には別に二十萬分の一の寫を添付して下さると大變に役所に於ても早く、出願した箇所を知ることが出來て便利でありますから、是非實行して下さい。

夫れから出願圖面に必ず圖示並に記載しなくてはならなぬ事項を列記しますと

一、鑛種名及試掘、採掘又は砂鑛出願の別を記載すること

例へば金・銀・銅を目的とする試掘願を出す場合は、金・銀・銅鑛試掘鑛區圖と書くことです。

其下に圖面の縮尺例へば五千分の一で作製したなら縮尺五千分の一と記載するのです。

二、出願箇所及地目を明示すること

例へば何國　何郡　何村　官地山林、原野又は民地山林、原野、田畑、宅地、御料地山林

三、面積を記載すること

面積は願書に記入せるものと一致せざるものあり、又は誤算したるものがありますが、充分精査の上記入を要するものであります。

四、出願人の住所、氏名、共同者がある場合は代表者を初筆として何れも記名調印するのです。

以上は圖面上に肩書する大要でありますが次に圖面に付て少しく說明致しますと

一、出願區域は赤色繪具を以て圖示し、各端となる箇所も赤丸を以て示すことです。

砂鑛の河床以外のものは曲線の境界は許されませんから、此の各端の點と點の間を直線を以て圖示し、其間の方位間數を記載するのです。（出願區域の各端の點のことを、普通測點と云つて居ります。）此の測點には、一、二、三の番號を附することに爲つて居ります。

方位の記載方法は右廻り、卽ち時計の針の廻る順序で方位を算出して下さい。

出願區域の位置を確實ならしむる爲、二つ以上の基點を設けて之れと最寄の測點とを結測する事になつて居ります。此の場合の方位は、基點から測點に向つての方位を算出する定めになつて居ります。

一、基　點

基點とは前にも述べたる如く、出願區域の位置を確固不動のものたらしむる爲に設くるもので各測點の位置が凡て基點の如きものであれば申分が無いのですが、然し出願區域其儘で許可になる事は少いので大低重復關係がありますから、重復部分を不許可されると、隨分理の判らぬ様な處に測點が出來たりして、益々自分の區域の位置を何處から割り出したら良いか困る様な場合があります。此のときに確實な基點が設けられてあると、基準が瞭となり大變に役立つ理であります。

然らば基點には如何なるものを選んだら良いかと云ふに、陸軍三角點、水準點、確實なる橋梁の角、道股、川股、神社佛閣の各角等は基點たるの價値がありますが、其他燈臺無電塔の如きも立派な基點であります。唯だ測點と餘り距離が遠くなると、圖面も從つて大きくなり又現地踏査の場合も大變に不便となりますから、可成は目的區域内の顯著なるものを基點とするを便宜と致します。

然し此れが目的區域内になき場合は測點より餘り遠距離にならぬものを選ぶことであります。此れ等は圖面の作製上又は現地踏査の場合等に大變便利となるものであります。基點は出願區域に二箇以上と云ふ定めになつて居り、而も成るべく反對の位置に選定する様にと云ふことになつて居ます。

一、地　形

出願區域の地形は大略五萬分の一を基準として川澤、道路、部落等を記載し、川澤は青色、高低線は鼠色、道路は褐色、家屋・鐵道・橋梁・國・郡・村界等は黑色で記載することに慣例上爲つて居ります。最近圖面の地形を赤青黑の炭酸紙を使用して作製上の手數を略する傾向が著しく目立つて來ましたが、此様な作製方法を執ると各圖面の地形區域が一致しなかつたり、且つ薄い紙に炭酸紙を當てゝ無理に書く爲め上に當てた分はぼろ〳〵に破れて、手の付け様のないものが出來、下に當てた部分はかすれて判明しないもの等を生じた出願圖が出來上り、地形其物は割合に良く出來て居ても、修正を必要とする様なことが非常に多いのであります。

非常時下物資の節約と相互の手數を省き一日も速に許可をして、增産の効果を擧げたいと想つても以上の様な圖面では如何とも仕方がないので、無駄な手數を重ぬることになりますから、此點は特に注意して官民協力の實を擧ぐることに致したいと想ふのであります。

一、南北線（子午線）

出願圖には必ず南北線を圖示することに爲つて居ますが、之れが甚だ無軌道振りを發揮して勝手な方向を示して居るもの、卽ち圖面の横を指すもの、甚しきは圖面の下方を北とする如き實例があります。圖面は元來圖面の上方が北を指すことを原則としてあるのですから此基準に從ひ圖

面の作製を希望して止まぬ次第であります。

一、要塞並に軍機保護法地帶

本地域内に於て出願を爲さんとするときは、所轄官廳に圖面模寫願を提出して其の許可を受け圖面を作製し、更に圖面は檢閲を受けて願書と共に差出すことになつて居ります。若し右の要件を具備した圖面でないときは願書は、受理されぬことに爲つて居ります。

又舊鑛業法第三十一條の通知に基きて出願する場合でも、圖面には右樣の手續及檢閲を要するものであります。

一、北部軍司令官及び津輕要塞司令官の檢閲を要する地域にありては、當局よりの下付圖に從ひ作製したる場合は、其檢閲を要せざるものであります。但し之れは其件のみに限られたものであります。

一、大湊警備府長官の檢閲を要する區域は、當初出願圖面は勿論でありますが、當局よりの下付圖を受けたるときと雖も其都度必ず檢閲を要するものでありますから、誤りなき樣特に注意すべきであります。

其地域は別表の通りです。

軍機保護法指定區域（昭和十六年三月十日官報ニヨル）

一、北部軍司令官
大湊警備府司令長官ノ檢閲ヲ要スル區域

千島國全島
根室國根室郡、花咲郡
釧路國釧路郡（昆布森村）
厚岸郡、釧路郡（昆布森村）

二、大湊警備府司令長官ノ檢閲ヲ要スル區域

釧路市
根室國目梨郡、標津郡、野付村
北見國網走郡、斜里郡
釧路國川上郡、阿寒郡、釧路郡（昆布森村ハ陸海軍）

三、北部軍司令官ノ檢閲ヲ要スル區域

室蘭市
北見國宗谷郡、利尻郡、禮文郡

四、津輕要塞司令官ノ檢閲ヲ要スル區域

要塞地帶

五、津輕要塞司令官ノ檢閲ヲ要スル區域（要塞地帶近傍）

函館市

渡島國　龜田郡、上磯郡、松前郡、茅部郡（尾札部村）

（別表）

以上は出願圖面作製上の注意として大體を說明した次第ですが、尙補足として圖面の雛形も添付してありますから充分參照して頂きたいと想ひます。尙此の外澤山說明したい事項もありますが、紙數の制限ある此の小冊子を以ては委曲を盡し難い點も多々あると想ひます。尙解らぬ點は圖面に付ては當局測圖課に承合して萬全を期せられんことを希望して止まぬ次第です。

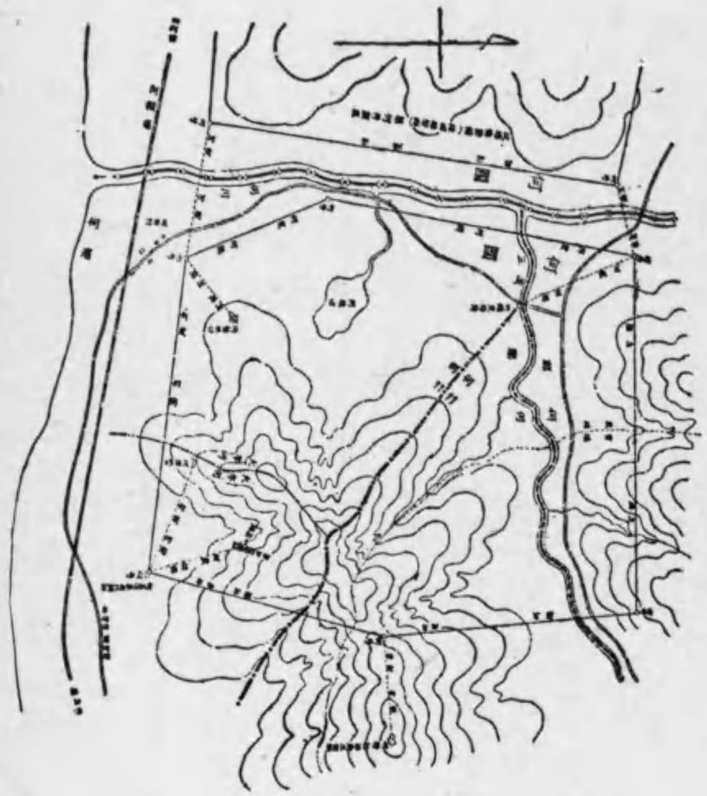

面積

官地又ハ民地

何國郡市町村

出願人　氏名㊞

住所

何分ノ一　年月日出願

鑛區圖雛形

何鑛試掘（採掘）鑛區圖

縮尺

二一　砂鑛業出願手續

砂鑛と謂ふのは嘗ては地中に埋沒して居た鑛物が永い間風、雨、雪などに曝され崩壞して終に砂狀となり、流水に洗ひ流されて一定の場所に沈積したもので、多く河床、河岸、海岸又は其の附近に發見されるものであります。從つて之を採取するにも比較的容易で、多くは地表又は地下淺い處に在る砂礫を簡單な器具で掘採し、水洗して採取せられて居ります。斯の故に砂鑛業と普通の鑛業とでは鑛物の存在狀態及び採取の方法が大分違つて居る所から、特に砂鑛法が定められ其の中に砂鑛業に關する事柄が規定されて居ります。又鑛業のやうに特に試掘權を認めて探鑛する程の必要がない所から直ちに採取竝に之に附屬する、一切の事業を營み得る永續的な砂鑛權が認められて居ります。然し砂鑛權の設定、移轉、變更、消滅などに付ては鑛業の場合と同樣に取扱つて宜い所が澤山ありますから、鑛業法の規定中砂鑛法に借用されたものが極めて多く、從つて鑛業出願手續の大體が判れば砂鑛業の出願は極めて容易に出來ます。斯の故に出願手續中鑛業の出願と同樣な所は其の方の說明に讓り、此處には唯兩者の異なる所だけを說明するに止めます。

出願鑛物の範圍

砂鑛法に依つて採取の許可を出願しなければならぬ砂鑛の種類は、鑛業法の許可鑛物のやうに列記してありませぬが、其の代表的なものは砂金・砂白金・砂鐵・砂錫であります。殊に砂白金は本邦中北海道が一番豐富で他の地方には殆んど存在しませぬから、謂はば本道特有のものとも言へます。玆に謂ふ砂白金は白金屬の金屬總てを含む意味のものであります。尙ほ以上の外、砂格魯謨鐵其の他沖積鑛床を爲したる金屬鑛物がありましたら、其の採取には總て砂鑛法の出願を要します。

同一地域に金鑛と砂金とある場合は既に其の區域に金鑛採掘權を得て居る者があれば、金鑛採掘權者はその鑛區內に存在する砂金を採取する權利を認められ砂鑛權者と看做されますから此の場合砂金を目的とした他人の出願は許可されませぬ。

金鑛の廢鑛又は鑛滓で一旦遺棄されたものでも、其の存在狀態が砂金と類似するものと認められた場合は之を採取するには砂金として出願しなければなりませぬ。

出願地

砂鑛出願地は砂鑛の採取を目的とする土地の區域であり、採取の許可があれば砂鑛區となる地域であります。砂鑛は性質上、河床、河岸、海岸、又は其の附近に存在するものでありますから地域の決定方法にも亦河床のみを目的とするものと、河床以外の區域又は河床を含む地域の面積に依る

ものとの二様あります。孰れの場合にも區域に制限はありませぬが、河床のみの場合には延長二里毎に、面積に依る場合には十萬坪毎に出願手數料を計算しなければなりませぬ。砂鑛區の境界も直線を以て定めなければなりませぬが、河床のみを目的とする場合と河岸に沿うて境界を定むる場合とに限り曲線の境界が許されて居ります。出願地又は砂鑛區内に於ける砂鑛の存在狀態が判明するに從つて河床の區域を延長若は短縮し、又は河床に附近の土地を加へ或は面積の出願地から兩岸地を除いて河床のみに變更さるることがあります。是を增區とか減區とか增減區といひ、其の場合には必ず許可を願出なければなりませぬ。

出願地内の土地所有者及其の他の權利者

砂鑛採取出願の調査が相當進捗したときは鑛山監督局長は、出願人に對し出願區域内の土地所有者地上權者、永小作權者及其の他の土地に對して使用の權利を有する者の氏名、名稱及住所等を記載したる書面の提出を命令することがあります。

鑛山監督局長より右書面の提出命令を受けた時は、出願人は其の命令の指定期限迄に右の事項を記載した書面を、提出しなければ出願は却下せられます。右命令に依り書面を提出する場合に於ては出願地に於ける土地所有者其の他の權利者（登記せられたるものゝみ）に關する市町村長の證明書を添附しなければなりません。

出願地の全部又は一部が出願人の所有地で有りましても、右の書面及證明者の提出を必要とします。出願區域内の土地所有者及其の他の權利者の調査方法としては、市町村役場に於て出願地内の地番を調査し、此れに基き登記所の登記簿に依り調査すれば宜しい。

其の他の注意事項

以上說明した以外に出願の際注意すべきことは、砂鑛業に關する願書や届出の宛先は常に商工大臣であること（尤も砂鑛出願人相續届のみは鑛山監督局長宛）願書、届書は宛先の如何に拘はらず必ず鑛山監督局に差出すこと及び、出願手數料額が鑛業出願手數料額と異つて居ることなどで、其の他の出願人の資格共同出願の場合の注意、出願手數料額の變更、出願の相續、其の他の一般承繼（例會社合併に因る承繼）又は氏名（會社名）若は住所變更の届、願書作成上の注意、手數料納付上の注意等は總て鑛業に關するものと同樣でありますから再度の說明を省略します。

手數料額

砂鑛業の出願又は届出に要する手數料は左の通りであります。

一、砂鑛採取願　毎一件　金　十　圓
二、砂鑛出願地の増區又は増減區額　毎一件　金　十　圓
三、砂鑛區の増區又は増減區額　毎一件　金　十　圓

砂鑛採取願に付ては河床のときは二里毎に、面積に依る場合は十萬坪毎に一件分の手數料を納めなければなりませぬ。

砂鑛出願地又は砂鑛區の増區又は増減區の出願に付ては其の増區部分のみに付て右の手數料を納めなければなりませぬ。

四、砂鑛出願地の減區願　毎一件　金　一　圓
五、砂鑛區の減區願　毎一件　金　一　圓
六、砂鑛區の合併又は分割願　毎一件　金　二　圓
七、砂鑛出願人の變更届　毎一件　金　五　圓
　相續
　相續以外の原因に因る變更　毎一件　金　十　圓
八、砂鑛區實地調査願　毎一件　金　三十　圓
九、測量又は檢査許可願　毎一件　金　十　圓
十、障碍物除却許可願　毎一件　金　十五　圓
十一、砂鑛業用地使用許可願　毎一件　金二十五　圓
十二、裁決申請　毎一件　金二十五　圓

願書の書式

願書作成上の一般的注意

一、願書は總て正副二通、圖面は六葉添附しなければなりませぬ。

一、共同出願の場合は願書に共同出願人全員連署し、其の內一人を代表者として表示するか、又は別に代表者選定届を出さなければなりませぬ。

一、出願後代表者に依つて出願の取下、區域増減の願出、出願人の變更届出をする場合には決議書又は之に相當する書面を添附しなければなりませぬ。砂鑛區の増減合併又は分割を出願する場合も同樣であります。

一、代理人に依つて手續をする場合には委任狀を出さなければなりませぬ。

一、會社出願の場合は會社名の他に會社代表者の記名調印を要します。

諸様式

◎採取願

砂（金、鐵、錫）採取願

何國郡市町村大字何（何川筋）

面積　何　坪（延長何里）

右箇所に於て砂（金、鐵、錫）存在候に付採取致候間許可相成度圖面相添此段相願候也

年　月　日

住所

出願人　氏

商工大臣　氏　名殿

名（會社名）㊞

◎出願地增減區願

砂鑛出願地增減區（增區、減區）願

何年何月何日出願

何國郡市町村（何川筋）砂（金、鐵、錫）採取出願地　何　坪（延長何里）

增區　何國郡市町村大字何（何川筋）

面積　何　坪（延長何里）

減區　何國郡市町村大字何（何川筋）

面積　何　坪（延長何里）

合計（又は差引）何　坪（延長何里）

右砂鑛出願地變更許可相成度圖面相添此段相願候也

住所

年　月　日　出願人　氏

商工大臣　氏　名殿

名（會社名）㊞

◎砂鑛區增減區願

砂鑛區增減區（增區、減區）願

何國砂鑛權登錄第何號

何國郡市町村（何川筋）砂（金、鐵、錫）鑛區　何　坪（延長何里）

增區　何國郡市町村大字何（何川筋）

面積　何　坪（延長何里）

減區　何國郡市町村大字何（何川筋）

面積　何　坪（延長何里）

合計（又は差引）何　坪（延長何里）

右砂鑛區變更許可相成度圖面相添此段相願候也

年　月　日　住所

商工大臣　氏　名殿　砂鑛權者　氏　名（會社名）㊞

◎出願人相續届

砂鑛出願人相續届

何年何月何日出願

何國郡市町村（何川筋）砂（金、鐵、錫）採取出願地　何　坪（延長何里）

右採取出願人何某死亡（其の他相續の原因を記載す）に因り相續致候間戸籍謄本（又は相續に關する證明書）相添此段届出候也

年　月　日　住所　相續人　氏　名㊞

札幌鑛山監督局長　氏　名殿

◎出願人變更届

砂鑛出願人變更届

何年何月何日出願

何國郡市町村（何川筋）砂（金、鐵、錫）採取出願地　何　坪（延長何里）

右採取出願人何某（又は甲太郎、乙次郎）に變更致候間新舊出願人連署此段屆出候也

年　月　日

住　所

舊出願人　氏　名（會社名）㊞
（又は甲太郎㊞）

住　所

新出願人　氏　名（會社名）㊞
（又は甲太郎㊞）

商工大臣　氏名殿

砂鑛區圖の樣式

一、面積に依る砂鑛區圖の場合

圖面調製上の注意は鑛區圖の場合と殆んど同樣でありますから再度の記述を省きます。

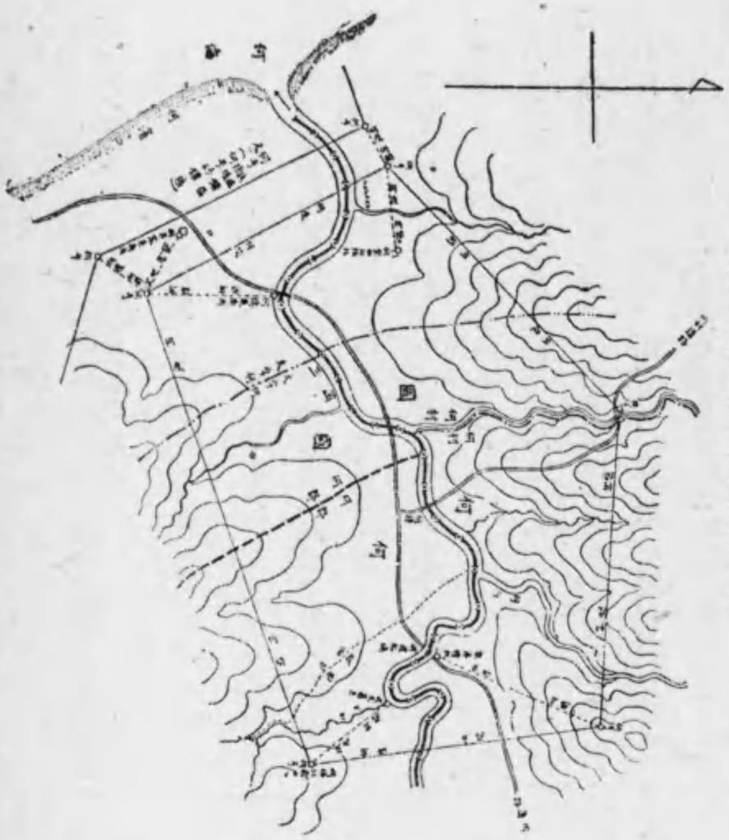

砂鑛區圖雜形（一）

砂（金）（銀）（鐵）鑛區圖　縮尺　何分ノ一　年月日出願

住所

出願人　氏　名㊞

何國郡市町村大字何

官地又ハ民地、地種地目

面積

二、河床のみの砂鑛區圖の場合

圖面調製上の注意（鑛區圖樣式參照二一頁）

一、圖面上必ず明瞭に表示して置かなければならないものは左の通りであります。一、出願河川の名稱及び河川に沿へる土地の名稱（國郡市町村大字）地目（官民地の別）二、出願區域の總延長竝に幹流及び支流の各延長　三、南北線　四、縮尺　五、出願區域の各端（鑛區の境界となる線及び測點）六、各端卽ち境界の測點に對する不動基點竝に其の特徵及び名稱　七、基點と各端の測點との間の間數及び其の方位

八、河床の全幅を出願區域と爲さざるものに付ては、河床中の境界線。

二、基點は幹流の上流、下流及支流ある場合に於ては其の上流の境界附近に各一箇づつを設け、夫れには特稱ある橋梁、家、辻、道股、川股、標石等の如きものを選ばなければなりませぬが、若し右樣の如きものの無き場合は顯著にして移動せざるものを選ばなければなりませぬ。

三、支流の番號は出願したもののみを揭げるのであります。

四、圖面に表示する國郡市町村大字は砂鑛區の兩岸に接する分だけでよいのであります。

五、圖面用紙は忘れず、美濃紙を使用すること、但し「インク」及炭酸紙等を以て地形、區域等を

圖示してはなりません。

何
何
何

かでないと折角の出願も不受理になることがあります。

一、砂鑛業出願地が河床と河岸の地域とを包含する場合には、出願地の境界の各隅に測點を設け其の測點間は直線を以て表示すべきものであります。

一、河床のみの出願にして各端の境界表示なき爲め、其の區域が不分明の場合も少くありませぬ。又區域内に含まざる各支流の如きは、之を明示する爲めに各支流に付一々境界線及び測點を表示することが必要であります。

一、鑛區及び砂鑛區の各隅に圖點無き爲め其の位置の表示が明確を缺く場合があります。各隅の測點表示の圖點は省略してはなりませぬ。

一、河床のみの出願にして延長と面積とを併せ記入したものがありますが、此の場合面積の表示は必要のないものであります。

一、不足圖又は修正圖提出の場合に區域を變更して、最初出願の圖面と違つた圖面を提出せらるることがありますが、區域を變更する爲めには必ず增區とか減區とか又は增減區出願の手續を採るべきものでありますから、右の如き不足圖や修正圖は效力のないものとなります。

一、出願に際し既成圖面に基き鑛區圖又は砂鑛區圖を調製せらるる場合は成るべく陸地測量部五萬分一地形圖に依らるるが便利であります。陸地測量部の北海道本道の地形圖は殆んど全部既に發賣されて居ります。

尙陸地測量部五萬分一地形圖以外の既成圖に依つて出願圖を調製せらるる場合には、其の既成圖の名稱（例之北海道廳五萬分一地圖、北海道廳區劃圖、土地整理圖、營林區署實測圖若は御料地圖等）に依りたることを、又若し出願の際特に實測されたものならば實測圖なることを圖面の餘白に記載して置かるれば區域の調査上無益な手數が省けます。

四　登錄申請手續

鑛業權及び砂鑛權に付ては其の設定から消滅に至る迄の間に、種々な變動が起ります。鑛區を增減したり權利者の住所氏名が變つたり、相續其の他の一般承繼（例會社合併に因る承繼）又は賣買、贈與に因つて權利者が變つたり、共同鑛業の場合に共同鑛業權者が脫退したりするが如き事之であります。斯樣な場合には心ず之を鑛山監督局備付の鑛業原簿又は砂鑛原簿に登錄して權利の現存狀態を明らかにし以て取引の安全を保障しなければなりませぬ。若し以上の如き場合に其の登錄を怠つて居れば假令如何なる變動が權利の上に起つて居ても、法律上夫れは認められないで權利者及び關係人以外の不利益を被ることがあります。尤も鑛業、砂鑛業の出願、鑛區の增減、訂正、改正又は鑛種

名更正の出願が許可せられたときなどは、特に登錄を申請しないでも登錄稅納付書に許可決定通知書及び圖面を添へ許可の通知を受けたる日の翌日より起算し、三十日以內に提出すれば申請と同樣に取扱はれ原簿に登錄せられます。又鑛區所在地の名稱、種目、境界、基點又は面積の表示變更を要する通知を受けたるときは、登錄稅納付書を添へ前記の期間內に提出すれば同樣に登錄せられますが其の他の場合は總て登錄の申請をしなければなりませぬ。

登錄申請人

登錄の申請は普通の場合には登錄權利者及び登錄義務者又は其の代理人より爲すべきものであります。登錄權利者とは登錄の原因に基き直接權利を得又は負擔を免かるる者で登錄義務者とは右の原因に基き權利を失ひ又は負擔を受くる者を申します。此の區別は各場合に依つて異りますから後に申請書式に就て述べます。

申請書

登錄申請書には必ず、一、鑛區所在地　二、鑛業權の登錄番號　三、登錄原因及び其の日附四、登錄の目的　五、申請年月日　六、申請人の住所及び氏名又は會社名　七、代理人又は代表者（會社）に依りて申請するときは其の者の住所及び氏名を記載し、申請人、代理人又は代表者が之に捺印しなければなりませぬ。右の內一つでも缺けて居れば申請書は違式として受理せられませぬ。

又記載事項が原簿と符合せぬときも同樣であります。

登錄原因を證する書面

登錄原因を證する書面とは、鑛業權移轉の場合の戶籍抄本（相續）登記簿抄本（會社合併）賣渡證書（賣買）又は贈與證書（贈與）鑛業權者の氏名住所の變更又は更正の場合の戶籍抄本、若は寄留簿抄本又は改氏名許可書決議に因る脫退の場合の戶籍抄本、廢業の場合の廢業決議書の如き物であります。是等の書面は各場合に應じ登錄申請書に必ず添附しなければなりませぬ。登錄原因を證する書面は登錄完了の上は其の上に登錄濟の旨を記入し官印を押捺して還付されます。添附書面に記載された原因竝に其の日附と、申請書面に記載された原因竝に其の日附とは必ず一致しなければなりませぬ。若し兩者が一致しないか又は何れか一方に記載漏れがある場合は申請書は受理せられませぬ。

委任狀

代理人に依つて登錄の申請を爲す場合には、其の權限を證する委任狀を必ず添附しなければなりませぬ。此の場合に委任狀の添附がないか　又は委任權限が充分でない時は申請書は受理せられませぬ。

登錄稅の納付

登錄申請書には登錄稅に相當する金額の收入印紙を貼附しなければなりませぬ。申請書に登錄稅相當額の收入印紙を貼附せず郵便切手を貼附し若は爲替 叅現 金等を封入したものは登錄稅不納と認められ、其の申請書は受理せられませぬ。

登錄稅額

鑛業權に關する登錄稅摘錄

一、試掘權の設定　每一件　金　百　圓

二、試掘權の變更

增區又は增減區　每一件　金四十五圓

減　區　每一件　金　十　圓

三、試掘權の移轉　每一件　金　十　圓

相　續　每一件　金四十五圓

四、採掘權の設定　每一件　金　二百圓

新規登錄　每一件　金五十圓

鑛區合併　每一件　金五十圓

鑛區分割　設定鑛區每一件　金五十圓

五、採掘權の變更

鑛區の訂正　每一件　金五十圓

增區又は增減區　每一件　金　百　圓

減　區　每一件　金二十圓

六、採掘權の移轉　每一件　金二十圓

相　續　每一件　金　百　圓

七、抵當權の設定　債權金額　千分ノ五、五

新規登錄

鑛業法第三十五條第二項に基き爲したる承諾及び協定に因る設定　每一件　金　五　圓

八、順位の變更に因る抵當權の變更　每一件　金　十　圓

九、抵當權の移轉

相　續

相續以外の原因に因る移轉　毎一件　金　五　圓

十、共同鑛業權者の脫退　毎一件　金　十　圓

十一、廢業に因る鑛業權の消滅　毎一件　金　十　圓

十二、登錄の更正、變更又は抹消　毎一件　金　五　圓

毎一件　金二十錢

砂鑛權に關する登錄稅摘錄

一、砂鑛權の設定

新規登錄　採取區域河床は毎二里迄　金十五圓

其の他は毎十萬坪迄　毎一件　金三圓

砂鑛區合併　設定砂鑛區毎一件　金三圓

砂鑛區分割

二、砂鑛區の變更

增區　採取區域河床は毎二里迄　金十五圓

其の他は毎十萬坪迄　毎一件　金一圓

減區

但し增區と同時に爲す減區に付ては登錄稅を要しませぬ。

三、砂鑛權の移轉

相　續

相續以外の原因に因る移轉　毎一件　金　五　圓

四、抵當權の設定　毎一件　金十五圓

新規登錄　債權金額　千分ノ五、五

砂鑛區の合併又は分割の出願に付砂鑛法に基き爲したる

承諾又は協定に因る設定　毎一件　金　五　圓

五、順位の變更に因る抵當權の變更　毎一件　金十　圓

六、抵當權の移轉

相　續　毎一件　金　五　圓

相續以外の原因に因る移轉　毎一件　金十　圓

七、廢業に因る砂鑛權の消滅　毎一件　金一　圓

八、登錄の更正、變更又は抹消　毎一件　金二十錢

登錄申請書の差出方法

登錄の申請は必ず登錄權利者及び登錄義務者又は其の代理人が鑛山監督局に出頭するか又は書留

郵便に依らなければなりません。書留郵便に依るのは後で提出の日時を明かにする必要が起る場合があるからであります。故に郵便に付する際には常に郵便物受領證を受取り保管さるることが有利であります。書留郵便に依らない申請書は受理せられませぬ。

登錄申請書作成の注意

鑛業權竝に砂鑛權の得喪、變更は普通の場合には鑛業原簿竝に砂鑛原簿に登錄して、始めて其の効力を生ずるものでありますから、其の登錄は極めて明瞭でなくてはなりませぬ。從つて登錄申請書竝に添附書面の字畫も正確明瞭なることを要します。申請書類に不明の點又は誤字、脫字があれば受理せられませぬ。又金錢其の他物の數量、年月日及び番號を記載するには壹、貳、參拾の文字を用ひなければなりませぬ。之に違反した書類は受理せられませぬ。文字を訂正、挿入又は削除したときは其の字數を欄外に記載し、又は文字の前後に括弧を附し之に捺印し其の削除に係る文字は尙讀み得べきやう、字體を殘して置かなければなりませぬ。これに違つた書類も亦受理せられませぬ。

申請書書式

◎移轉登錄

因何々何權の移轉登錄申請

一、鑛區所在地　何國郡市町村地內
一、登錄番號　何國何權登錄第何號
一、登錄の原因及び日附　何年何月何日附何々に因る
一、登錄の目的　何權移轉登錄
一、附屬書類　何々證書

右申請候也

年　月　日

住所
申請人（讓受人又は被贈與人）氏名（會社名）印

住所
申請人（讓渡人又は贈與人）氏名（會社名）印

札幌鑛山監督局長　氏　名殿

注意事項

一、相續の場合は該當箇所を家督相續又は遺產相續とし、戶籍抄本若は謄本を添附し申請人を亡何

權者何某家督（又は遺産）相續人となすべきであります。相續し得べき鑛業權は單獨名義のものに限ります。遺産相續人が數人ある場合は全員の住所及び氏名を表示しなければなりませぬ。

一、賣買又は贈與の場合は該當箇所を賣買又は贈與とし賣渡證書又は贈與證書を添附し、申請者を買受人又は被贈與人及び賣渡人又は贈與人とし數人ある場合は全員連署しなければなりませぬ。

尙買受人又は被贈與人が數人ある場合には其の內の一人を代表者に選定し之を表示しなければなりませぬ。

◎脫退登錄

因何々共同鑛業權者脫退登錄申請

一、鑛區所在地　何國郡市町村地內

一、登錄番號　何國何權登錄第何號

一、登錄の原因及び其の日附　何年何月何日何々に因る

一、登錄の目的　共同鑛業權者何某の脫退登錄

一、附屬書類　何々

右申請候也

年　月　日

住所

申請人　脫退者　氏名（會社名）印

札幌鑛山監督局長　氏　名殿

注意事項

一、決議に因る脫退の場合は該當箇所を「決議に因る」とし共同鑛業權者全員連署せる脫退決議書を添附し申請人を脫退者及び殘存者に區別しなければなりませぬ。

一、死亡に因る脫退の場合は該當箇所を「死亡に因る」とし、戸籍抄本又は死亡證明書を添附し申請人は相續人より申請する場合は亡何某家督相續人（又は遺産相續人）何某とし、殘存者より申請する場合は、登錄權利者何某としなければなりませぬ。遺産相續の場合に相續人が數人あるときは全員の住所氏名を表示しなければなりませぬ。

一、破産又は禁治産の宣告に因る場合は、該當箇所を「破産又は禁治産の宣告に因る」とし、裁判所の破産又は禁治産宣告謄本を添附し申請人を殘存者たる登錄權利者何某とするのであります。

一、除名に因る場合は該當箇所を「除名に因る」とし除名を通知したることを證する書面を添附し

除名せられたる登錄義務者及び殘存せる登錄權利者が連名しなければなりませぬ。

一、砂鑛權には共同砂鑛權者の脫退登錄を申請する手續がありませぬ。其の理由は共同砂鑛權には共有の觀念が行はれ、共同鑛業權の場合の如く組合の觀念に依り共同鑛業權者全員が一體となつて一つの完全なる鑛業權を所有するものと看做されて居ないからであります。從つて各共同砂鑛權者は各々獨立の持分を有し、此の持分は任意に相續、讓渡其の他の處分を爲し得るものとされて居ります。故に共同砂鑛權者の一人が死亡し、相續人が其の持分を繼承した場合は戶籍抄本を添へ持分相續の申請をなすべきであり、又共同砂鑛權者の或者が任意に持分を處分しやうと思へば賣買、又は贈與を原因として砂鑛權持分の移轉登錄を申請すればよいのであります。

◎登錄名義人の表示變更又は更正

因何々登錄名義人表示變更（又は更正）の登錄申請

一、鑛區所在地　何國郡市町村地內

一、登錄番號　何國何權登錄第何號

一、登錄の原因及び其の日附　何年何月何日何々に因る（又は登錄申請の際何々と記載したるは何々の誤り）

一、登錄の目的　鑛業權者何某の何々を何々に變更（又は更正）の登錄

一、附屬書類　何々

右申請候也

年　月　日　住所

申請人　氏名（會社名）印

札幌鑛山監督局長　氏名殿

注意事項

一、住所若は氏名（又は商號）の變更に依る場合は該當箇所を住所變更若は氏名（又は商號）變更に因るとし、各場合に應じ戶籍抄本、寄留簿抄本、改氏名許可書又は登記簿抄本を添附しなければなりませぬ。

一、住所若くは氏名、商號の錯誤又は脫漏に因り其の更正を必要とする場合には、該當箇所に其の事由を記入し戶籍抄本、寄留簿抄本若は登記簿抄本を添附しなければなりませぬ。

一、戶籍簿抄本、寄留簿抄本若は登記簿抄本は成るべく新しきものを添附することが必要であります。

◎廢業登錄

一、會社の代表者を變更したときは其の旨を屆出づればよいのであります。

因廢業何權消滅登錄申請

一、鑛區所在地　何國郡市町村地內
一、登錄番號　何國何權登錄第何號
一、登錄原因及び其の日附　何年何月何日廢業決議に因る
一、附屬書類　廢業決議書

住所
申請人　氏名（會社名）㊞

年　月　日

住所
申請人　氏名（會社名）㊞

札幌鑛山監督局長　氏名殿

注意事項

一、單獨名義の鑛業權者又は砂鑛權者が廢業する場合には申請書に、登錄の原因及び其の日附の記載竝に廢業決議書の添附を要しませぬ。
一、共同鑛業權者又は共同砂鑛權者が廢業する場合には、鑛業權者又は砂鑛權者全員の記名捺印したる廢業決議書を添附しなければなりませぬ。

一、廢業せむとする鑛業權又は砂鑛權の上に差押登錄がある場合には、差押解除の後でなければ廢業を申請することは出來ませぬ。

五　鑛業原簿、砂鑛原簿の謄本、抄本若は鑛區圖謄本の交付請求又は原簿、鑛區圖若は附屬書類の閱覽申請手續

鑛業原簿及び砂鑛原簿は鑛業權及び砂鑛權の現存狀態を現はし、以て取引の安全を保障するものでありますから、何人でも手數料を納付すれば必要に應じて鑛業原簿若は砂鑛原簿の謄本、抄本若は鑛區圖の謄本を受けることが出來、又鑛業原簿、砂鑛原簿、鑛區圖若は附屬書類を閱覽することが出來ます。閱覽は之を希望する者又は其の代理人に於て鑛山監督局に出頭すべきでありますが、鑛業原簿及砂鑛原簿の謄本、抄本、若は鑛區圖の謄本は請求の際郵便切手を封入して願出づれば其の送付を受けることが出來ます。

申請書

原簿の謄本、抄本、鑛區圖謄本の交付又は原簿、鑛區圖若は附屬書類の閱覽申請書には必ず、

一、鑛區所在地及び登錄番號又は鑛區を表示するに足るべき事項　二、申請の範圍　三、申請年月日　四、申請人の住所及び氏名又は會社名を記載しなければなりませぬ。

手數料の納付

申請書には交付又は閲覽手數料に相當する金額の收入印紙を貼附しなければなりませぬ。其の他の注意は登錄申請の場合の登錄稅納付上の注意と同樣であります。

手數料額

鑛業原簿に關する手數料

一、	業原簿の謄本又は抄本交付の申請	用紙每一枚	金五十錢
二、	鑛區圖謄本交付の申請	鑛區每十萬坪	金二圓五十錢
三、	鑛業原簿、鑛區圖又は附屬書類の閲覽申請	每鑛區每一時間	金二十五錢

紙數、面積又は時間に依り手數料額を定むる場合に於ては一枚、十萬坪又は一時間に滿たざるものと雖一枚、十萬坪又は一時間として計算するのであります。

砂鑛原簿に關する手數料

一、	砂鑛原簿の謄本又は抄本交付の申請	用紙每一枚	金五十錢
二、	砂鑛區圖謄本交付の申請	砂鑛區每二里、又は每十萬坪	金二圓五十錢
三、	砂鑛原簿、砂鑛區圖又は附屬書類の閲覽申請	每鑛區每一時間	金二十五錢

砂鑛業に關し紙數、面積又は時間に依り手數料額を定むる場合に於ては一枚、二里、十萬坪又は一時間に滿たざるものと雖、一枚、二里、十萬坪又は一時間として計算するのであります。

申請書の書式

◎謄本抄本の交付申請

何々交付申請書

一、鑛區所在地　何國郡市町村地內
一、登錄番號　何國何權登錄第何號
一、申請の範圍　何々

右申請候也

年　月　日

住所
申請人　氏名（會社名）印

札幌鑛山監督局長　氏　　名殿

注意事項

一、鑛業原簿、砂鑛原簿の謄本又は鑛區圖の謄本を請求する場合は各場合に應じて該當箇所に其の旨を表示するのであります。

一、鑛業原簿若は砂鑛原簿の抄本の交付を請求する場合は該當箇所に其の旨を表示し、且つ申請の範圍欄に抄本中に認證を受けむとする事項（例へば權利者の住所氏名又は順位何番の抵當權設定事項と記載するが如し）を表示しなければなりませぬ。

◎原簿、鑛區圖又は附屬書類の閲覽申請

何々閲覽申請書

一、鑛區所在地　何國郡市町村地内

一、登錄番號　何國何權登錄第何號

一、申請の範圍　何々

右申請候也

年　月　日

住所

札幌鑛山監督局長　氏　名殿

申請人　氏　名（會社名）印

注意事項

一、鑛業原簿、砂鑛原簿、鑛區圖又は其の附屬書類を閲覽せむとする場合は各場合に應じ、該當箇所に其の旨を表示するのであります。

一、附屬書類の閲覽を申請する場合は申請の範圍欄に其の閲覽せむとするものを表示しなければなりませぬ。

六　鑛物及鑛産物の鑑定、分析、檢定依願手續

何處に如何なる鑛物が存在するかは、其の道の專門家か又は多少なりとも此の方面に知識のある人々の探險に依つて發見されることが多いのでありますが、偶々地表から拾ひ取つたり、地下から掘り出した岩石や鑛物に依つて其の存在が明かになることも尠くありませぬ。斯樣な場合によく監督局に斯く斯くの鑛物を發見したから御届けするといふ届が出たり、或は斯樣なものは鑛業法上出

願を要するや否やといふ書面の問合せが參ります。前の様な屆出だけでは假令それが有用な鑛物であつても、鑛業法上何等の權利も得られませぬ。後の様な場合では監督局に於ても確實な回答は出來ませぬ。或は急いで出願の手續をして後で案外鑛業法上の鑛物でなかつたり、幸ひ鑛業法上の鑛物であつても品位が極めて惡かつたり、時には判らぬなりに鑛石を持ち廻る內に、發見の場所は何時の間にか他人の出願地や鑛區になつて居たりしたといふ話があります。夫れ故斯様な場合には其の岩石や鑛物を監督局に送つて鑑定なり、分析なりを依頼せらるゝが近道であり、又安全であります。さすれば何人にも精確且迅速に其の岩石や鑛物の種類、成分若は品位が判り試掘や採掘の出願に便利であります。又時には既に石炭とか石油とかいふことは判つて居ても更に其の良否が知り度い場合がありませう。此の場合には監督局に其の檢定を依頼することが出來ます。

岩石、鑛物又は鑛產物の判別方法

鑑定　といふのは岩石、鑛物又は鑛產物を專門家が肉眼、檢微鏡或は試藥等を用ひて其の種類が何であるかを判定することを申します。是に依れば分析すべき成分は勿論特に鑛區の出願前などに鑛種名や、其の鑛業的價値の有無等を知り得るのであります。鑛物の鑑定には成るべく其の母岩を同時に差出さるゝことが必要であります。若し現品の原狀を損しないで其の儘返還を受けたい希望があるならば、現品差出しの際其の旨を申出らるゝことが必要であります。さすれば其の程度の鑑定を受けることが出來ます。現品の返還に郵送を要する場合には其の費用は依頼者の負擔になります。

分析　といふのは或る岩石、鑛物又は鑛產物を試藥や熱などで處理して之を元素に分解することをいひ、其の中に欲しいと思ふ成分があるか否かを確めることを定性分析と云ひ、更に其の欲する成分の分量を天秤で衡つて其の百分率を出すことを定量分析と申します。此の定量分析を行へば大抵の岩石、鑛物又は鑛產物の種類及品位は完全に判明するのであります。

檢定　といふのは石炭類の比重若は發熱量、或は石油類の比重、發熱量、粘度、凝點、沸點、引火點若は燃燒點を夫々適當な方法に依つて測定することで、是に依れば兩者の品位を完全に判定することが出來るのであります。

依頼手續

岩石、鑛物又は鑛產物の鑑定、分析又は檢定を希望せらるゝ場合には、一定書式の依頼書に現品を添へて鑛山監督局に差出すのであります。尤も現品を持參し口頭で依頼することも出來ます。依頼物の種類、範圍に制限はありませぬが、溫泉及び「ラジウム」の定量分析は鑛山監督局では行ひませぬ。是に付いては衞生關係の試驗所なり研究所なりに依頼さるべきであります。鑑定、分析又

は檢定の報告書の複本が必要な時には手數料を納むれば何枚でも交付を受けることが出來ます。

差出現品の分量

分析又は檢定の爲めに差出すべき現品の分量は、二百瓦以上五瓩以下に於て適量を擇ばねばなりませぬ。但し石炭類は五百瓦以上五瓩以下、鑛油類は二立以上に於て、適量を差出すべきであります。鑑定の爲めに差出すべき現品の分量には制限がありませぬ。然し白金鑛の如きものは成るべく大量を要します。其の他は出來るだけ新鮮なものを適當なる分量だけ提出すべきであります。何れの場合でも鑛山監督局長の許可を得れば差出分量を增減することが出來ます。

手數料の納付

手數料は總て手數料額に相當する金額の收入印紙を、依頼書に貼附して納めなければなりませぬ現金又は爲替券を封入したり、郵便切手を貼附することは許されて居りませぬ。手數料額は依頼の種類、件數に依つて異つて居ります。よく手數料額に計算の謬りがありますから注意しなければなりませぬ。

手數料額

一、鑑　定

二、定性分析　　毎一件一成分金二圓、一成分を增す毎に金一圓を加ふ。

　　毎一件　金　二　圓

但該成分中に金を含むときは金一圓、金及銀を含むときは金一圓五十錢を減ずるものとす。

三、定量分析　　毎一件一成分金三圓、一成分を增す毎に金二圓を加ふ。

但該成分中に金を含むときは金二圓、金及銀を含むときは金三圓を減ずるものとす。

四、石炭類の比重若は發熱量又は鑛油の比重、粘度、發熱量、凝點、沸點、引火點若は燃燒點の檢定

　　毎一件　金　二　圓

五、報告書の複本　　邦文每一通　金二十錢

　　英文每一通　金五十錢

依頼書竝に依頼品に關する注意

一、依頼書には依頼の目的が鑑定ならば依頼品の種類數を、分析又は檢定ならば依頼品の名稱を記入しなければなりませぬ。

二、依頼書には必ず依頼品の產地を記入しなければならば市町村字名又は鑛山名、鑛產物ならば市町村字名か鑛山名か、製錬場又は製造場名を表示しなければなりませぬ。

三、一通の依頼書で數種の鑑定若は數品の分析又は檢定を依頼する場合には、鑑定ならば種類毎に産地名を列記し、分析又は檢定ならば品名を列記し且つ品名毎に産地及び目的の成分又は檢定すべき事項を順に列記して依頼者の希望を明瞭にしなければなりませぬ。

四、一通の依頼書で數品の鑑定、分析又は檢定を依頼する場合には各現品又は其の包裝に符號又は番號例へばイ、ロ又は第一號、第二號等と標記し且つ依頼書記載の依頼品又は品名に右と同樣の符號を附記して兩者の關係を明瞭にして置かねばなりませぬ。

五、分析依頼の場合には定性分析か、定量分析か又は此の兩者を併せて依頼するかを明瞭に示し、且つ希望の成分名、例へば金銀等を明かに表示しなければなりませぬ。

依頼書式

收入印紙

鑑定依頼書

一、依頼品　何種

二、産　地　何々

右鑑定及御依頼候也

現住所

依頼者　氏　名㊞

札幌鑛山監督局長　氏　名殿

年　月　日

收入印紙

分析依頼書

一、品　名　何々

二、産　地　何々

三、分析すべき成分

定性（又は定量）

一、何々

一、何々

一、何々

右分析及御依頼候也

現住所

依頼者　氏　名㊞

年　月　日

札幌鑛山監督局長　氏　名殿

収入印紙

検定依頼書

一、品　名　何々
二、産　地　何々
三、検定の目的
　一、何々
　一、何々
　一、何々

右検定及御依頼候也

年　月　日

札幌鑛山監督局長　氏　名殿

現住所

依頼者　氏　名㊞

七　地質鑛床調査の依頼

鑛業上の目的から出願地や鑛區の地質構造又は鑛床狀態、或は溫泉、水脈等を知る必要のある場合がありませう。特に北海道の如く現在精査された地域が全道の約六分の一に過ぎない處では、一層其の必要が多からうと思はれます。其の場合には鑛山監督局に依頼あれば此の方面專門の技術官を派遣して調査せしむることになつて居ります。

依願手續

技術官の出張調査を希望せらるる場合には、調査地名、調査事項及び調査豫定期間等を記載した申請書を鑛山監督局長に差出すのであります。申請書式は左記の通りであります。

何々調査技術官派遣申請書

一、調査地名（鑛區ナルトキハ其ノ登錄番號及鑛山名ヲ記入スルコト）
一、調査事項
一、調査豫定期間
一、立會場所

一、案内人

右何々調査の爲技術官派遣相成度此段及申請候也

年　月　日

住　所　申請人　氏　名印

鑛山監督局長　氏　名殿

費用負擔

右の出張調査を申請する場合は申請者に於て左記の費用を負擔しなければなりませぬ。

一、出張員の旅費

二、器具機械費、通信費、運搬費、人夫賃、其の他必要なる費用

三、出張日數に應じ、毎一件一日に付三十圓の手數料

費用概算額の豫納

右の費用及び手數料の概算額は出張調査の申請が許可せられたときは、前納しなければなりませぬ。そのときは鑛山監督局長から豫納すべき金額竝に納入方法に付通知がありますから、其の指定に從つて概算額を納付すればよいのであります。

【第一編終り】

第二編

鑛業着手前の諸手續

鑛業出願の手續を終り鑛業出願が許可になりまして登錄を了し、鑛業權が設定せられました上は鑛業權者は其の鑛區に於て事業を行はねばなりませぬ。若し諸種の都合で鑛業權者に於て鑛業權の設定後六ケ月以内に事業に着手することが出來ぬか、又は六ケ月以上休業せねばならぬ場合には、其の期間と理由とを記した鑛業未着手届、又は休業届を提出せねばなりませぬ。若し正當の理由なくして登錄の日より一年以内に事業に着手せず、又は一年以上休業したときは鑛業權を取消さるることとなります。又休業期間内に事業に着手したときは遲滯なく、事業着手の年月日を明記し事業着手届の提出を要します。又休業の期間を延長する場合にも其の旨届出ねばなりませぬ。

鑛業權者が愈々事業に着手し様とする時には必ず所規の手續を履まねばなりませぬ。試掘權者と採掘權者とに因つて幾分相違して居りますが、大體左記の手續を要するのであります。

鑛業着手前に試掘權者の採るべき手續　試掘權者が其の事業に着手し様とするときには次の手續を採ることを要します。

一、鑛業事務所の届出

二、鑛夫扶助規則の届出

尚試鑛權者は鑛山監督局長より鑛業設計書の提出を命ぜられることがあります。

鑛業着手前に採掘權者の採るべき手續　採鑛權者が其の事業に着手し様とするときには、次の手續を採ることを要します。

一、鑛業事務所の届出
二、鑛夫扶助規則の届出
三、鑛夫雇傭就業規則の許可申請
四、鑛業施業案の提出

鑛業權者が其の事業に着手し様とするときには、必ず上記の手續を履まねばならぬのであります

鑛業事務所の届出　鑛業權者は鑛業に着手したときには直ちに、鑛區所在地又は其の附近に鑛業事務所を設置し、同時に鑛區の登錄番號、鑛業權者氏名、事務所設置の箇所、事業着手の年月日等を明記した鑛業事務所届を鑛山監督局長に提出せねばなりませぬ。鑛業事務所には試掘權者に在りては、試掘鑛區圖、試掘工程表、鑛夫名簿及鑛夫扶助規則を、採掘權者に在りては採掘鑛區圖、鑛業施業案、坑內實測圖、鑛業簿、鑛夫名簿、鑛夫扶助規則及鑛夫雇傭就業規則を備へ置き、監督官吏の披閲に供せねばなりませぬ。

鑛夫扶助規則の届出　鑛業權者が鑛業に着手し様とするときには、其の着手前に其の事業に使用する鑛夫に付ての扶助規則を作成し、扶助の金額、手續、其の他扶助に關し必要なる事項を定め鑛區所在地、鑛區番號、鑛山名、鑛種名、鑛業權者又は鑛業代理人氏名を明記し鑛山監督局長に届出ねばなりませぬ。又届出後規定事項に變更のありたる場合には速に届出ねばなりませぬ。

扶助の金額、手續、其の他扶助に關し必要なる事項は鑛夫就業扶助規則第十七條乃至第二十九條に依るべきでありまして參考の爲に届出書式及作例を示せば次の如くであります。

届出書式

鑛夫扶助規則届

一、鑛區所在地
一、登錄番號及鑛山名
一、鑛種名

右鑛山鑛夫扶助規則別冊ノ通リ制定仕候間此段及御届候也

昭和　年　月　日

住所
鑛業權者（又ハ鑛業代理人）何　某　㊞

札幌鑛山監督局長　殿

作例

鑛夫扶助規則

第一條　鑛夫業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ本則ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲ス但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項扶助ノ義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外鑛夫ノ解雇ニ因リテ變更セラルルコトナシ

第二條　鑛夫負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ鑛業權者ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔ス

第三條　鑛夫療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ鑛夫ノ療養中一日ニ付賃金百分ノ六十ノ休業扶助料ヲ支給ス

鑛夫ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキトキハ休業扶助料ハ賃金百分ノ二十トス

第四條　鑛夫ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ身體障害存スルトキハ鑛業權者ハ別表ニ揭ク

ル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ但シ從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ賃金百八十日分（其ノ金額男子ニ在リテハ百五十圓、女子ニ在リテハ九十圓ニ滿タサルトキハ夫々百五十圓又ハ九十圓）ヲ下ラサルモノトス

別表ニ揭クル身體障害二以上存スルトキハ重キ身體障害ノ該當スル等級ニ依リ障害扶助料ヲ支給ス

左ニ揭クル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ル等級ヲ左ノ如ク繰リ上ク但シ其ノ障害扶助料ノ金額ハ各身體障害ノ該當スル等級ニ依ル障害扶助料ノ金額ヲ合算シタル額ヲ超エサルモノトス

一、第十三級以上ノ身體障害二以上存スルトキ　一級

二、第八級以上ノ身體障害二以上存スルトキ　二級

三、第五級以上ノ身體障害二以上存スルトキ　三級

別表ニ揭クルモノ以外ノ身體障害ヲ存スル者ニ付テハ障害ノ程度ニ應シ別表ニ揭クル身體障害ニ準シ障害扶助料ヲ支給ス

既ニ身體障害ヲ存スル者負傷又ハ疾病ニ因リ同一部位ニ付障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ其ノ加重セラレタル障害扶助料ノ金額ヨリ既ニ存シタル障害ノ該當スル障

害扶助料ノ金額ヲ差引キタル金額ヲ支給ス

第五條　鑛夫重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ鑛業權者其ノ事實ニ付鑛山監督局長ノ認定ヲ受ケタル場合ニ於テハ休業扶助料又ハ障害扶助料ヲ支給セサルコトヲ得

第六條　鑛夫死亡シタルトキハ遺族又ハ鑛夫ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ賃金四百日分（其ノ金額男子ニ在リテハ三百二十圓、女子ニ在リテハ二百圓ニ滿タサルトキハ夫々三百二十圓又ハ二百圓）ノ遺族扶助料ヲ

第七條　鑛夫死亡シタルトキハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ鑛夫ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタルモノニシテ葬祭ヲ行フ者ニ賃金ノ三十日分（其ノ金額三十圓ニ滿タザルトキハ三十圓ノ葬祭料）ヲ支給ス

第八條　遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ鑛夫ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ鑛夫死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル鑛夫ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相等シキトキハ卑屬ヲ先ニス

第九條　前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

一、鑛夫ノ家督相續人又ハ戶主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス

二、男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

三、直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子、庶子ハ女ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス

四、前二號ニ揭クル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第十條　第八條ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ揚クル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給ス但シ鑛夫ノ遺言又ハ鑛業權者ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ揭クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フ

一、鑛夫ノ家督相續人又ハ戶主

二、鑛夫ノ兄弟姉妹ニシテ鑛夫死亡當時之ト同一ノ家ニ在ル者

三、鑛夫死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者

第十一條　第二條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル鑛業權者ニ對シテ爲シタル豫告ニ依ル指定アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ鑛夫名簿ニ記載ス

障害扶助料ハ鑛夫ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滯ナク之ヲ支給ス但シ鑛業權者カ引續キ雇傭スル場合ニ於テ本人ノ承諾アリタルトキハ雇傭期間內障害扶助料ノ支給ヲ延期スルコトヲ得

遺族扶助料及葬祭料ハ鑛夫ノ死亡後遲滯ナク之ヲ支給ス

鑛業權者鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス障害扶助料及遺族扶助料ヲ數回ニ分割シテ支給スルコトヲ得

第十二條　鑛夫健康保險法（第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク）ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クヘキトキハ其ノ期間第二條ノ扶助ハ之ヲ爲サス健康保險法ニ依ル傷病手當金ノ支給ヲ受クヘキトキ休業扶助料ノ支給ニ付亦同シ

鑛夫ノ死亡ニ關シ健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルトキハ埋葬料ノ支給ハ之ヲ爲サス

健康保險法第六十二條第一項第二項、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ第二條ノ扶助又ハ休業扶助料若クハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲サス

第十三條　第二條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル鑛夫、療養開始後三箇年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ鑛業權者ハ賃金五百四十日分（其ノ金額男子ニ在リテハ四百三十圓、女子ニ在リテハ二百七十圓ニ滿タサルトキハ夫々四百三十圓又ハ二百七十圓）ノ打切扶助料ヲ支給シ以後本則ノ規定ニ依

ル扶助ヲ爲サス

第十四條　鑛業權者豫メ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ鑛業權者及鑛夫ノ出捐スル共濟組合ノ爲シタル給付ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本則ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セス

第十五條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本則ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

一、鑛夫解雇後一箇年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス

解雇前ニ又ハ解雇後一箇年內ニ請求シタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ

二、扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ鑛夫解雇後ニ於テ再發スルトキ

第十六條　扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一、鑛夫健康保險法ニ依ル被保險者タル場合ニ於テハ同法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ノ日額

二、鑛夫健康保險法ニ依ル被保險者タラサル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ發病ノ日明カナラサル時ハ診斷前七日ヲ除キ、負傷又ハ卽死ニ在リテ

ハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前（賃金締切日アル場合ニ於テハ、直前ノ賃金締切日以前）三月間（雇入後三月ニ滿タサルトキハ其ノ期間）ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十以上トス

前項第二號ニ規定スル期間中ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間ニ於ケル賃金ハ前項ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除ス

一、業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間

二、產前又ハ產後ノ女子鑛夫就業扶助規則第十五條ノ規定ニ依リ休業シタル期間

三、試ノ雇傭期間

四、鑛業權者ノ都合ニ依リ鑛夫臨時ニ休業シタル期間

第一項第二項ノ賃金總額ニハ三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與及發明善行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル賞與又ハ手當ハ包含セズ

前三項ノ規定ニ依リ扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ鑛山監督局長ノ決定ヲ受ク

身體障害等級及障害扶助料表

等級	身體障害	障害扶助料
第一級 一	兩眼ヲ失明シタルモノ	賃金六百日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ四百八十圓、女子ニ在リテハ三百圓ニ滿タザルトキハ夫々四百八十圓又ハ三百圓トス
二	咀嚼及言語ノ機能ヲ廢シタルモノ	
三	精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	
四	胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	
五	半身不隨トナリタルモノ	
六	兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ	
七	兩上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	
八	兩下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ	
九	兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	
第二級 一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	賃金五百三十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ四百三十圓、女子ニ在リテハ二百七十圓ニ滿タザルトキハ夫々四百三十圓又ハ二百七十圓トス
二	兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	
三	兩上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	
四	兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	
第三級 一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	賃金四百七十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ三百八十圓、女子ニ在リテハ二百四十圓ニ滿タザルトキハ夫々三
二	咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ	
三	精神ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	
四	胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ	

五	十指ヲ失ヒタルモノ	百八十圓又ハ二百四十圓トス
第四級		
一	兩眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	賃金四百十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ三百三十圓、女子ニ在リテハ二百十圓ニ滿タザルトキハ夫々三百三十圓又ハ二百十圓トス
二	咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	
三	鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ全ク聾シタルモノ	
四	一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ	
五	一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ	
六	十指ノ用ヲ廢シタルモノ	
七	兩足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ	
第五級		
一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	賃金三百五十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二百八十圓、女子ニ在リテハ百八十圓ニ滿タザルトキハ夫々二百八十圓又ハ百八十圓トス
二	一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	
三	一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	
四	一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	
五	一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	
六	十趾ヲ失ヒタルモノ	
第六級		
一	兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	賃金三百日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二百四十圓、女子ニ在リテハ百五十圓ニ滿タザルトキハ夫々二百四十圓又ハ百五十圓トス
二	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	
三	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ	
四	脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スモノ	
五	一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ	
六	一下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ	
七	一手ノ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ	
第七級		
一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	賃金二百五十日分但シ

二	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十糎以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ	其ノ金額男子ニ在リテハ二百圓、女子ニ在リテハ百二十五圓ニ滿タザルトキハ夫々二百圓又ハ百二十五圓トス
三	精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	
四	胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	
五	一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ	
六	一手ノ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ	
七	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ	
八	一足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ	
九	十趾ノ用ヲ廢シタルモノ	
十	女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ	
十一	兩側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ	
第八級		
一	一眼ヲ失明シ又ハ一眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	賃金二百日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ百六十圓、女子ニ在リテハ百圓ニ滿タザルトキハ夫々百六十圓又ハ百圓トス
二	顏部ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ	
三	神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	
四	一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ	
五	一手ノ拇指及示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ	
六	一下肢ヲ五糎以上短縮シタルモノ	
七	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ	
八	一下肢ニ假關節ヲ殘スモノ	
九	一上肢ニ假關節ヲ殘スモノ	
十	一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ	
第九級		
一	兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	賃金百五十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ
二	一眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	

三	兩眼ニ半盲症　視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ	百二十圓、女子ニ在リテハ七十五圓ニ滿タザルトキハ夫々百二十圓又ハ七十五圓トス
四	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ	
五	鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	
六	咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	
七	鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ヲ全ク聾シタルモノ	
八	一手ノ拇指ヲ失ヒタルモノ、示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ヲ失ヒタルモノ	
九	一手ノ拇指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ	
十	一足ノ第一指ヲ併セ二指以上ヲ失ヒタルモノ	
十一	一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ	

第十級

一	一眼ノ視力〇・一上下ニ減ジタルモノ	賃金百二十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ九十五圓、女子ニ在リテハ六十圓ニ滿タザルトキハ夫々九十五圓又ハ六十圓トス
二	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	
三	十四齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	
四	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ	
五	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	
六	一手ノ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ	
七	一下肢ヲ三糎以上短縮シタルモノ	
八	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ヲ失ヒタルモノ	

第十一級

一	兩眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ	賃金九十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ七十圓、女子ニ在リテハ四十五圓ニ滿タザルトキハ夫々七十圓又ハ四十五圓トス
二	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ	
三	一眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ	
四	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力四十糎以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ	
五	背柱ニ畸形ヲ殘スモノ	
六	一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ	
七	一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ	
八	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ	

第十二級

一	一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ	賃金六十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ五十圓、女子ニ在リテハ三十圓ニ滿タザルトキハ夫々五十圓又ハ三十圓トス
二	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ	
三	七齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	
四	一耳ノ耳殼ノ大部分ヲ缺損シタルモノ	
五	鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又ハ骨盤骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ	
六	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	
七	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	
八	長管骨ニ畸形ヲ殘スモノ	
九	一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シタルモノ	
十	一足ノ第二趾ヲ失ヒタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ	
十一	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用ヲ廢シタルモノ	
十二	局部ニ頑固ナル神經趾狀ヲ殘スモノ	
十三	男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ	
十四	女子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ	

第十三級

一	一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	賃金四十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ三十圓、女子ニ在リテハ二十圓ニ滿タザルトキハ夫々三十圓又ハ二十圓トス
二	一眼ニ半盲症　視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ	
三	兩眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ	
四	一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ	
五	一手ノ拇指ノ一部ヲ失ヒタルモノ	
六	一手ノ示指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ	
七	一手ノ示指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ來シタルモノ	
八	一下肢ヲ一糎以上短縮シタルモノ	
九	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ	

十			一足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ノ用ヲ廢シタルモノ
第十四級	一	一眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ	
	二	三齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	
	三	上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ	
	四	下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ	
	五	一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ	
	六	一手ノ拇指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ	
	七	一手ノ拇指及示指以外ノ指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ來シタルモノ	
	八	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ	
	九	局部ニ神經症狀ヲ殘スモノ	
	十	男子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ	

備考	賃金二十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ十五圓、女子ニ在リテハ十圓ニ滿タザルトキハ夫々十五圓又ハ十圓トス

一、視力ノ測定ハ萬國式試視力表ニ依ル屈折異狀アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス

二、指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ指關節、其ノ他ノ指ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

三、指ノ用ヲ廢シタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節（拇指ニ在リテハ指關節）ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

四、趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

五、趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第一趾ハ末節ノ半以上、其ノ他ノ趾ハ末關節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ蹠趾關節若ハ第一趾關節（第一趾ニ在リテハ趾關節）ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

鑛夫雇備就業規則の提出

鑛業權者は事業着手前鑛夫の雇備就業に關し左記事項を規定し鑛山監督局長の許可を受くることを要します。規定の内容を變更せむとするときには更に許可を受くることを要します。

一、業務の種類
二、雇入の手續
三、解雇の事由及手續
四、解雇の場合に於ける歸鄉旅費支給に關する事項
五、賃金の支拂方法及支拂期日
六、石炭鑛業に在りては檢炭に關する事項
七、鑛夫の貯金其の他の積立金を管理するときは其の方法、拂戻の事由及手續
八、鑛夫の負擔に屬する作業用品目
九、業務別就業時間及就業時の轉換方法
十、休日
十一、賞與及制裁の定あるときは之に關する事項

雇備就業規則は次の標準に依り許可しますから之に依據し作成許可を申請せらるるを便宜と認め

ます。

第一、業務の種類

1. 坑内外を區別し業務を規定すること

2. 坑内に於ける業務中監視を主とする業務又は間歇的なる業務に從事する者に付就業時間を十時間以上に規定せんとするときは其の業務を規定すること

但し監視を主とする業務又は間歇的なる業務は左記に該當する者にして、十時間以上就業を必要とする者に限る。

甲、監視を主とすと業務に從事する者

イ、火番、門番、戸番、火藥番、見張番、詰所番、守衞等の如く一定部署に在りて監視するを本來の業務とする者

ロ、卷筒方、壓風機運轉夫、扇風機運轉夫、電工、配電方等の如く身體勞作少く主として一定部署に於て機械の運轉を監視する者

ハ、エンドレス監視、車道番、人道番、信號夫の如く一定部署に在りて運搬の見張番又は監視に從事するもの

ニ、係員の輔佐として監督又は監視の業務に從事するもの

乙、間歇的業務に從事する者

イ、掉取、馬丁、捲揚機運轉夫、人車車掌等運搬に從事するものにして、一般鑛夫に先立ちて入坑し之に遲れて出坑するを要するも、其の中間に於ては作業閑散なるもの又は常態として在坑時間中實勞働時間六時間を超えざるもの（後段も運搬に從事する者に限るものとす）

ロ、大工、電工、其の他の修繕夫にして業務閑散なるも事故發生の場合に備ふる爲、交替制に依り晝夜繼續して坑内一定部署に在ることを要するもの

第二、雇入の手續

左記事項を規定すること。但し健康診斷を爲すこと及戸籍謄本を取ることは强制せざること

イ、身體檢査を實行する旨

ロ、戸籍謄本又は抄本若は死亡證明書を鑛夫より徵する旨

ハ、十六歳未滿の者を雇傭せざるときは其の旨

ニ、期間を定めて雇傭するときは其の期間

ホ、期間を定めて雇傭する者と然らざる者とあるときは其の旨

ヘ、試の雇傭を爲すときは其の旨及期間
ト、志願書又は誓約書を徵するときは其の様式
チ、雇入の際保證人を立てしむるときは其の旨

第三、解雇の事由及手續

1. 解雇に際しては原則として十四日前に豫告を爲すか又は賃金十四日分以上の解雇手當を支給すること
2. 即時解雇を爲し得る場合は左記に準じ列記的に規定すること
   イ、天災事變に基き事業の繼續不可能となりたるとき
   ロ、鑛夫故意に鑛業警察規則若は石炭坑爆發取締規則又は之に基く指揮命令に違反したるとき
   ハ、鑛夫禁錮、罰金以上の刑に處せられたるとき又は故意に鑛山の秩序を紊し、若は鑛業權者に損害を蒙らしめ其の他鑛夫の責に歸すべき事由に因り已むこと得ざるとき
   ニ、鑛夫正當の事由なくして無斷缺勤繼續十五日以上に及びたるとき
   ホ、試に雇傭せられたる者にして雇入後二週間を經ざるとき
3. 鑛夫より解雇を願出づるときは已むを得ざる事由ある場合の外は、二週間の豫告を存せしむること
4. 鑛業權者より鑛夫を解雇する場合に於ける豫告期間中には左の期間を算入せざること
   一、業務上負傷し又は疾病に罹り療養の爲め休業する期間、但し其の期間引續き二月を超ゆるときは其の後の期間は此の限に在らず
   二、産前又は産後の女子鑛夫就業扶助規則第十五條の規定に依り休業する期間
   三、鑛業權者の都合に依り鑛夫臨時に休業する期間、但し休業中賃金を受くるときは其の限に在らず
5. 解雇手當の標準たる賃金に付ては鑛夫就業規則第二十九條の例に依ること

第四、解雇の場合に於ける歸鄉旅費に關する事項

左の各號の一に該當するときは必要なる歸鄉旅費を支給する旨を規定すること

1. 鑛業權者の都合に依り解雇せられたる者解雇の日より十五日以內に歸鄉するとき
2. 鑛夫就業扶助規則第十八條、第十九條、第二十條別表第八級以上に該當する者解雇の日より十五日以內に歸鄉するとき
3. 鑛夫就業扶助規則第二十七條に依り扶助を廢罷せられたる者廢罷の日より十五日以內に歸鄉するとき

第五、賃金の支拂方法及支拂期日

1. 定額拂、稼高拂、時間拂等を爲す場合は其の方法を規定すること
2. 賃金の割増又は割引を爲すときは其の場合及其の率等を規定すること
3. 賃金の支拂は毎月確定の日に於て爲すこと、支拂回數は可成月二回以上となすこと
（鑛夫解雇又は死亡の場合は遲滯なく支拂を爲すこと）
4. 支拂日前に賃金の締切を爲すときは其の締切期日を規定すること
（但し締切後可成十日以内に支拂ふこと）
5. 賃金の内渡を爲すときは其の方法を規定すること
6. 賃金は直接本人に支拂ふ旨規定すること
（飯場頭、納屋頭等の包括的賃金代理受取は之を認めず）
7. 賃金の率及其の計算方法は豫め鑛夫に明示する旨を規定すること
8. 鑛夫の無斷退去等の事由に依り賃金を支拂ふこと能はざるときは、一年間保管し一年後は鑛夫の福利の爲に使用し得る旨規定すること

第六、石炭鑛業に在りては檢炭に關する左記事項を規定すること

1. 檢炭方法歩引、磅引の率等は鑛夫に公表する旨
2. 檢炭に付ては何時にても鑛夫の立會を認むる旨

第七、鑛業權者の管理する鑛夫の貯金其の他の積立金

1. 鑛夫の貯金積立金を管理するときは鑛山に於て保管するとか、又は銀行に預金するか或は郵便貯金と爲すか其れ等の方法を規定すること
2. 一切の鑛夫に對し一定の割合を以て强制的に貯蓄せしむる貯金は賃金の百分の五を超えざること
3. 强制貯金拂戻の事由は左記の通り規定すること
イ、鑛夫又は其の家族の婚禮又は葬儀を行ふ費用に充つるとき
ロ、鑛夫又は其の家族の疾病、負傷其の他の災厄に罹りたるとき
ハ、鑛夫一ケ月以上に亙り歸鄉するとき
ニ、鑛夫死亡又は解雇のとき
ホ、其の他已むを得ざる事由あるとき
（上記の程度に於ける拂戻事由を追記するも差支へなし）
4. 鑛夫の任意に爲す貯金に付ては其の額を制限するの必要なきも、鑛夫の申出あるときは何時にても拂戻す旨を規定すること

5. 利率は鑛夫の貯蓄金を鑛業權者が管理する場合に於ては强制貯金年六分以上、任意貯金年五分以上とすること

6. 利息は年二回之を元金に繰入すること

7. 貯金に付ては帳簿を交付し、又は預入及利子書入の都度計算書を交付し鑛夫が常に自己の貯金を知り得る樣に爲し置くこと

第八、鑛夫の負擔に屬する作業用品目

鑛夫自分持の作業用品目を定むる場合は列記すること

第九、業務別就業時間及入坑所要時間竝就業時の轉換方法

1. 就業時間

就業時間（始業時及終業時）は坑內外別、業務別、成年鑛夫、保護鑛夫別に規定すること

坑內夫の就業時間一日十時間を超えざること、監視を主とする業務竝間歇的なる業務に從事するものに在りては十二時間まで延長することを得

但し對面交替を要するものにありては作業現場往復に要する時間を加へ、就業時間とすることを得

坑外夫の就業時間も原則として一日十時間を超えざること。但し十六歲以上の男鑛夫にして交替を必要とする作業に從事するものに在りては、一日十二時間迄延長することを得

2. 入坑所要時間

坑內夫の就業時間は坑口に於て各人別に之を算定する樣規定すること。但し二十人以上の鑛夫同時に入坑し同時に出坑するものは一團として、入坑終了より出坑終了までの時間を其の團に屬する鑛夫の就業時間とすることを得。

其の場合には團體の人員に應じ實際入坑所要時間を定め入坑人員竝入坑時間何分かを增減する旨規定すること（規則中に又は附表として入坑所要時間、入坑人員の增減ありたる場合入坑時間

入坑所要時間は徒步入出坑の場合は原則として三十分以內とし、一坑に於て一團として入出坑するものが二百人を超ゆるものに付きても、一時間以內とすること。人車又はゲージに依り入出坑する場合は合理的所要時間（一回の乘車時間としてゲージの場合は三十秒、人車の場合は三分とし、之に通常の運轉時間を加へて算出す）に其の三割を加へたる時間以內とすること

3.

就業時間を坑口に於て算定すること能はざるに依り、坑內點檢場所を設けたる時は、其の點檢場所に於て就業時間を算出する旨規定すること。但し點檢場所は主要坑道に沿ひ坑口

より徒歩距離六百間以内（人車又はゲージに依る距離は之を含まず）にあるものに限り、坑口より之に至る歩道は天井通常六尺以上最低五尺五寸にして、適當なる照明設備を有し、通風十分にして危險の虞なく、坑外と大差なく歩行し得るものたることを要すること

4. 就業時間の轉換方法

交替制の作業に從事するものに在りては就業時の轉換方法を業務別に規定すること

坑內夫は就業時間の轉換の場合と雖十時間を超えざること。但し監視を主とする業務竝間歇的なる業務に從事するものにして對面交替を要するものは、十八時間迄延長し作業現場に往復に要する時間を含め就業時間とすることりを得

坑外夫に於ても就業時間の轉換の場合、十八時間以上の就業を爲さしめざる旨規定すること

5. 早出、居殘作業を命じたる時は就業時間に比例する賃金の外、割增を支給する旨規定すること

第十、休　日

1. 十六歳未滿の者及女子には、每月少くとも二回以上の休日を與ふる旨規定すること

2. 十六歳以上の男鑛夫にも每月二日以上の休日を與ふる旨規定すること

3. 休日に特定の日、又は特定し得べき日（第一日曜、第三日曜とするが如し）とし、且可成相當の間隔を設け週期的になる樣規定すること

4. 臨時の必要により休日出動を命ずる場合は、必ず相當割增賃金を與へ且代休日を與ふる旨規定すること

第十一、賞與及制裁

1. 賞與に付て規定すること

2. 制裁の種類に付ては譴責、過怠金及出稼停止の三種とする旨規定すること

3. 過怠金は一回の過失に對し賃金一日分を超えざる旨規定すること。但し過怠金の標準たる賃金は鑛夫就業扶助規則第二十九條の例に依ること

4. 過怠金徵收に當りては一日分の徵收額は日額三分ノ一以內に止むる旨規定すること

5. 徵收したる過怠金は鑛夫の福利の爲に使用する旨規定すること

6. 出稼停止は鑛夫故意に秩序を紊し、又は損害を蒙らしめ、其の反省を促すに必要なる場合に限る旨規定すること

參考の爲め石炭山の作例を示せば次の如くであります。

申請書式

鑛夫雇傭就業規則許可申請

一、鑛區所在地

一、登錄番號及鑛山名

一、鑛種名

右鑛山鑛夫雇傭就業規則別冊ノ通リ制定仕候間御許可相成度此段及申請候也

昭和　年　月　日

住所

鑛業權者（又ハ鑛業代理人）　何　某　㊞

札幌鑛山監督局長

殿

作例（石炭山）

第一章　業務ノ種別

第一條　鑛夫ノ業務別種類左ノ如シ

坑内夫

一、採炭夫　採炭、充塡又採炭ニ必要ナル坑道ノ開鑿ニ従事スル者

二、支柱夫　枠留、支柱木積其ノ他坑道修理ニ従事スル者

三、運搬夫　掉取、馬丁、其ノ他石炭、硬及材料等ノ積卸運搬ニ従事スル者

四、機械夫　捲揚機、卸筒、電動機、扇風機、壓搾機、運搬機等ノ運轉竝給油ニ従事スル者

五、工作夫　大工、通氣、機械ノ据付修理、保線工事及電工等ニ従事スル者

六、何々夫　何々ノ業務ニ従事スル者

七、何々夫　何々ノ業務ニ従事スル者

八、雜　夫　火番、戸番、見張番、信號夫、車道番、坑道掃除、岩粉撒布、撒水其ノ他雜役ニ従事スル者

九、係員助手　係員ノ補佐ヲナス者

坑外夫

一、選炭夫　石炭ノ選別ニ従事スル者

二、運搬夫　石炭、硬及材料等ノ積卸運搬ニ従事スル者

三、機械夫　捲揚機、選炭機、扇風機、壓搾機、運轉機等ノ運轉竝給水給油ニ従事ス

ル者

四、工作夫　大工、鍛冶、鑄造、旋盤、仕上、電工及保線工事ニ從事スル者

五、何々夫　何々ノ業務ニ從事スル者

六、何々夫　何々ノ業務ニ從事スル者

七、雜　夫　見張番、安全燈掃除、坑木整理、充塡土砂採取及其ノ他雜役ニ從事スル者

八、係員助手　係員ノ輔佐ヲナス者

注意

(イ)業務名ノ下ニ其ノ性質細目等ヲ炭礦ノ實情ニ徵シ可成詳記スルコト

(ロ)本條業務名ノ下ニ例示シタル事項ハ炭礦ノ實情ニ適合セザルモノアルベク炭礦ニ於テ(イ)ノ趣旨ニ依リ適宜取捨スルモ妨ナシ

前項坑內夫中左ニ揭クル者ハ之ヲ監視ヲ主トスル業務ニ從事スル者トス

一、機械夫中喞筒運轉夫、扇風機運轉夫、壓搾機運轉夫及工作夫中電工ニシテ身體勞作少ナク主トシテ一定部署ニ於テ機械ノ運轉ヲ監視スル者

二、雜夫中　火番、戶番、見張番ニシテ一定ノ部署ニ在リテ、監視スルヲ本來ノ業務トスル者

三、雜夫中　車道番、信號夫ニシテ一定部署ニ在リテ運搬ノ見張又ハ監視ニ從事スル者

四、係員助手中監督又ハ監視ノ業務ニ從事スル者

第一項ノ坑內夫中左ニ揭クル者ハ之ヲ間歇的ナル業務ニ從事スル者トス

一、運搬夫中　掉取、馬丁、及機械夫中捲揚機運轉夫ニシテ一般鑛夫ニ先立チテ入坑シ之ニ遲レテ出坑スルヲ要スルモ、其ノ中間ニ於テハ作業閑散ナル者又ハ常態トシテ在坑時間中實勞働時間六時間ヲ超エザル者

二、工作夫中　大工、軌道夫、通氣夫、修繕夫、電工ニシテ業務閑散ナルモ事故發生ノ場合ニ備フル爲交替制ニ依リ、晝夜繼續シテ坑內一定部署ニ在ルコトヲ要スル者

第二條　十六歲未滿ノ者及女子ハ晝間ニ於ケル坑外作業ニシテ有害又ハ危險ノ處ナキ業務ニ限リ之ニ服セシム

第二章　雇入ノ手續

第三條　鑛夫ハ滿十四歲以上ニシテ身體强壯品行方正ナル者ヨリ詮衡ノ上雇入ル、但シ滿十二歲以上ニシテ國民學校初等科ノ敎科ヲ修了セル者ハ特ニ雇入ルルコトアルヘシ

第四條　前條ノ資格ヲ有スル者ニシテ鑛夫タラムコトヲ志望スル者ハ、口頭又ハ書面ヲ以テ願出スヘシ

前項ノ志望者ニシテ適當ト認メタルトキハ、鑛業權者ハ醫師ヲシテ健康診斷ヲ爲サシメ勞務ニ服スルコトヲ得ル者ニ限リ之ヲ雇入ル、但シ鑛業權者ニ於テ必要ト認メタルトキハ一名ノ保證人ヲ立テシムルコトアルヘシ

第五條　鑛夫ハ雇入後遲滯ナク別紙樣式ノ誓約書及戸籍謄本若クハ抄本又ハ身元證明書ヲ差出スヘシ

第六條　雇傭期間ハ別ニ之ヲ定メス其ノ必要アル者ニ限リ、三年以內ノ期間ヲ定ムルコトアルヘシ

第七條　雇入後二十日以內ヲ試ノ雇傭期間ト爲スコトアルヘシ。此ノ場合ニ於テハ鑛夫ニ之ヲ告知シ鑛夫名簿ニ其ノ旨記載ス

第三章　解雇ノ事由及手續

第八條　鑛業權者ノ都合ニ依リ鑛夫ヲ解雇セムトスルトキハ、十四日以前ニ豫告シ又ハ賃金十四日分ノ手當ヲ支給シ豫告ヲ爲サスシテ解雇スヘシ

第九條　前條ノ規定ニ依ル豫告期間中ニハ左記ノ期間ヲ算入セス

一、業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ、療養ノ爲メ休業スル期間、但シ休業中賃金ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラスルトキハ其ノ期間ハ此ノ限ニ在ラス

二、產前又ハ產後ノ女子鑛夫就業扶助規則第十五條ノ規定ニ依リ休業スル期間

三、業務ノ都合ニ依リ臨時ニ休業スル期間、但シ休業中賃金ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條　左記各號ノ一ニ該當スルトキハ鑛夫ヲ卽時解雇スルコトアルヘシ

一、天災事變ニ依リ事業ノ繼續不可能トナリタルトキ

二、故意ニ鑛業警察規則石炭坑爆發取締規則竝之等ニ基キ發スル指揮命令ニ違反シ、其ノ情重キトキ

三、罰金以上ノ刑ニ處セラレタトキ、又ハ故意ニ炭礦ノ秩序ヲ紊シタルトキ

四、正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤繼續十五日以上ニ及ヒタルトキ

五、試ニ雇傭セラレタルモノニシテ雇入後二週間ヲ經サルトキ

六、鑛業權者ノ同意ヲ得スシテ他ニ雇傭セラレタルトキ

七、雇入ノ際氏名經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒタルトキ

八、鑛業權者、役員又ハ其ノ家族ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキ

九、過怠金ノ制裁ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ改悛ノ見込ナキトキ

十、故意ニ鑛業權者ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキ

第十一條　第八條ノ規定ニ依ル解雇手當ノ標準賃金ハ、鑛夫就業扶助規則第二十九條ノ例ニ依リ之ヲ定ム

第十二條　解雇ノ通知ハ口頭又ハ書面ヲ以テ之ヲ爲ス

第十三條　鑛夫自己ノ都合ニ依リ雇傭ノ解約ヲ爲サムトスルトキハ、已ムコトヲ得サル場合ノ外十四日前ニ申出ツヘシ

第四章　歸鄉旅費

第十四條　鑛夫左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ必要ナル旅費ヲ支給ス

一、鑛業權者ノ都合ニ依リ解雇セラレタル者、解雇ノ日ヨリ十五日以內ニ歸鄉スルトキ

二、鑛夫就業扶助規定第二十條別表第八級以上ニ該當スル者解雇ノ日ヨリ十五日以內ニ歸鄉スルトキ

三、鑛夫就業扶助規則第二十七條ニ依リ、扶助ヲ廢止セラレタル者廢止ノ日ヨリ十五日以內ニ歸鄉スルトキ

第五章　賃金支拂方法及支拂期日

第十五條　賃金ハ日額拂及稼高拂ノ二種トス

第十六條　日額拂ニ屬スル鑛夫ハ運搬夫、機械夫、工作夫、選炭夫、雜夫及係員助手トス

第十七條　稼高拂ニ屬スル鑛夫ハ採炭夫、支柱夫トシ其賃金ノ定メ方ハ左ノ通トス

一、採炭夫ノ場合

イ、掘進　岩石又ハ石炭ノ硬軟、掘場ノ難易、加背ノ大小、掘進方法ノ種類等ヲ斟酌シ一米當ノ單價ヲ以テ之ヲ定ム

ロ、採炭　石炭ノ硬軟、良否、掘場ノ難易等ヲ斟酌シ一瓲（又ハ一函）當ノ單價ヲ以テ之ヲ定ム

一、支柱夫ノ場合

加背ノ大小、仕事ノ難易等ヲ斟酌シ留一枚當ノ單價ヲ以テ之ヲ定ム

火藥ヲ使用スル場合ニ於テハ其ノ代價ヲ稼高ヨリ控除シタルモノヲ以テ賃金トス

共同作業ノ場合ニ於ケル各人ノ割當高ハ平等トス

第十八條　日額拂ニ依ル鑛夫ヲシテ、本則第三十條第三項又ハ第三十六條ノ規定ニ依リ第三十條第

一項第二項又ハ第三十一條ノ就業時間外ニ就業セシメ、若ハ休日ニ出勤セシメタルトキハ就業時間ニ比例スル賃金ノ外、其ノ二割以上ノ割増ヲ爲ス但シ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル時間ニ當ルトキハ其ノ四割以上ノ割増ヲ爲ス

稼高拂ニ依ル鑛夫ヲシテ前項ノ就業時間外ノ就業ヲ爲サシメ、又ハ休日出勤ヲ爲サシメタルトキハ、最近ノ賃金締切日前一ケ月間ノ賃金總額ヲ其ノ期間中ノ工數ヲ以テ除シタル金額ヲ以テ其ノ者ノ賃金日額ト看做シ、前項ノ割増ヲ爲ス。日額拂ニ依ル鑛夫自己ノ都合ニ依リ遲刻早退ヲ爲シタルトキハ、就業時間ノ不足ニ應シテ賃金ノ減額ヲ爲ス

第十九條　鑛夫特ニ困難ナル業務ニ從事シタルトキ、勞働工程豫定以上ニ進渉シタルトキ、作業用材料、原料、火藥等ノ使用量カ豫定以下ナルトキ又ハ製出品ノ品質カ豫期以上ナルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ割増ヲ爲ス

第二十條　制裁ヲ受クルコトナク一ケ月間（所定ノ休日ヲ除ク）無缺稼、又ハ缺稼一日ナルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ精勤手當ヲ支給ス

第二十一條　賃金ノ率、稼高拂ノ單價、工程歩增、精勤手當其ノ他賃金ノ性質ヲ有スル給與ノ率及之等ノ計算方法ハ豫メ鑛夫ニ明示ス

第二十二條　賃金ハ前月二十六日ヨリ其ノ月二十五日マテヲ締切期間トシ、其ノ月末ニ通貨ヲ以テ直接本人ニ支拂フ

支拂日ガ休日ニ該當スルトキハ其ノ翌日ニ支拂ヒ、鑛夫死亡又ハ解雇ノ場合ハ遲滯ナク之ヲ支拂フモノトス

鑛夫無斷退去等ノ事由ニ依リ賃金ヲ支拂フコト能ハサルトキハ、一年間之ヲ保管シ其ノ後ハ鑛夫ノ福利ノ爲メニ之ヲ使用ス

第六章　檢炭

第二十三條　炭車ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

一、歩引、歩增　炭車選炭場ニ到着ノ際掻キ均シ炭車ノ緣ト水平ニ積載セラレタル場合正量車トシテ受入ヲナシ、過不足ハ炭車ノ高サニ比例シテ歩引、歩增ヲ行フ。其ノ測定ハ目測ニ依リ時々炭車ノ高サヲ十等分シタル尺竹ヲ使用シ其ノ正確ヲ期ス

一、盤引　隨時石炭中ニアル盤石其ノ他ノ混有率ヲ檢シ、各採炭場別ニ十五日間ノ平均ヲ以テ次ノ十五日間ノ盤引ヲ行フ、但シ採炭場ノ狀況ニシテ特ニ異動アリタル場合又ハ稼働者ニ移動アリタル場合ハ、十五日間ノ途中ニ於テモ盤引率ヲ變更スルコトアルヘシ

前項ノ檢炭方法、歩引、歩増、盤引ノ率等ハ之ヲ檢炭場ニ掲示ス

第二十四條　檢炭ノ際鑛夫ハ何時ニテモ之ニ立合フコトヲ得

第七章　貯　金

第二十五條　鑛夫毎月賃金ノ内ヨリ其ノ百分ノ五ヲ貯金トシテ鑛業權者ニ預入ルモノトス

第二十六條　鑛業權者ハ前條ニ依リ受入レタル貯金ニ對シ貯金票ヲ作リ之ヲ本人ニ交付ス

第二十七條　貯金ハ本人死亡シ、又ハ解雇セラレタルトキノ外左ノ場合ニ限リ拂戻ヲ承認ス

一、本人又ハ其ノ家族ノ婚禮又ハ葬儀ノ費用ニ充ツルトキ

二、本人又ハ其ノ家族カ疾病負傷其ノ他災厄ニ罹リタルトキ

三、本人一ケ月以上ニ亙リ歸鄉スルトキ

四、其ノ他已ムヲ得サル理由アルトキ

第二十八條　貯金ノ利子ハ一年六分以上トシ、毎年六月、十二月ノ各末日左ノ方法ニ依リ計算シ之ヲ元金ニ繰入ルルモノトス

一、壹圓未滿ノ元金及預入拂戻ノ當月ハ利子ヲ附セス

二、利子ハ錢位ニ止メ厘位ハ切捨トス

第八章　鑛夫ノ負擔ニ屬スル作業用品

第二十九條　鑛夫ノ負擔ニ屬スル作業用品目ハ左ノ通トス

一、鶴嘴、方匙、槌、鑽、鋸、鉞、芥掻、込棒、釘、スラ箱、盤箱

二、大工、電工用諸道具

前項ノ外坑内夫ニ限リ安全燈用油若ハ電氣代ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第九章　業務別就業時間、就業時ノ轉換方法及休憩時間

第三十條　滿十六歳以上ノ男鑛夫ノ就業時間ハ左ノ通之ヲ定ム、但シ季節ニ依リ二時間以内ニ於テ始業時終業時ヲ繰上ケ又ハ繰下クルコトアルヘシ

業務別 / 交替別		坑内夫	
交替ナキ場合		採炭夫 支柱夫 運搬夫 機械夫 工作夫 雑夫 係員助手	第一條第二項及第三項ニ該當セザル者
			自午前六時 至午後四時
			第一條第二項又ハ第三項ニ該當スルモノ
			自午前六時 至午後六時
二交替ノ場合	一番方	自午前六時 至午後四時	
	二番方	自午後四時 至午前二時	
三交替ノ場合	一番方	自午前六時 至午後二時	
	二番方	自午後二時 至午後十時	
	三番方	自午後十時 至午前六時	

業務別 / 交替別		坑外夫	
交替ナキ場合		選炭夫	運搬夫 機械夫 工作夫 雑夫 係員助手
		自午前六時 至午後四時	自午前六時 至午後四時
二交替ノ場合	一番方	自午前六時 至午後四時	自午前六時 至午後四時
	二番方	自午後四時 至午前二時	自午後四時 至午前二時
三交替ノ場合	一番方	自午前六時 至午後二時	自午前六時 至午後二時
	二番方	自午後二時 至午後十時	自午後二時 至午後十時
	三番方	自午後十時 至午前六時	自午後十時 至午前六時

第一條第二項又ハ第三項ニ該當シ、且對面交替ヲ要スル業務ニ從事スル鑛夫ヲシテ交替ニ就業セシムル場合ハ前項ノ時間ニ、作業場ニ往復スル時間ヲ加ヘタルモノヲ以テ其ノ

就業時間トス

前項鑛夫中坑外夫ニ限リ臨時必要アルトキハ一日十二時間ヲ超エサル限度ニ於テ早出居殘ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第三十一條　十六歳未滿ノ者及女子ノ就業時間ハ左ノ通之ヲ定ム、但シ季節ニ依リ二時間以內始業時、終業時ヲ繰上ケ又ハ繰下クルコトアルヘシ

業務別	交替別	交替ナキ場合	二交替ノ場合
坑外夫	選炭夫	自午前六時 至午後四時	一番方　自午前六時　至午後二時 二番方　自午後二時　至午後十時
	運搬夫		
	雜夫		

前項但書ノ規定ニ依リ就業時間ノ繰上ケ繰下ケヲ爲ス場合ト雖、午後十時ヨリ午前五時ニ至ル時間ニ於テ就業セシムルコトナシ

第三十二條　前二項ノ規定セル就業時間ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一、坑內夫ニアリテハ坑口ヲ入リタル時ヨリ、坑口ヲ出タル時迄ノ時間ヲ其ノ就業時間トス。但シ第一條第二項及第三項ニ該當セサル者ハ、各番方毎ニ一團トシテ入坑及出坑スルモノトシ各團ノ入坑終了迄ノ時間ヲ各團ニ屬スル者ノ就業時間ト看做ス

二、坑外夫ニ在リテハ其ノ部署ニ就キタルトキヨリ、部署ヲ離レタルトキ迄ノ時間ヲ就業時間トス

第三十三條　前條第一號但書ニ規定セル坑內夫ノ就業時間ノ、算定個所及入坑開始ヨリ出坑終了迄ノ時間ハ左ノ通之ヲ定ム

坑名	就業時間算定個所	入坑開始時刻及入坑終了時刻	
A坑 B坑 C坑	坑口	交替ナキ場合	自午前五時四十分　至午前六時
		二交替ノ場合	一番方　自午前五時四十分　至午前六時 二番方　自午後三時五十分　至午後四時
		三交替ノ場合	一番方　自午前五時四十分　至午前六時 二番方　自午後一時五十分　至午後二時 三番方　自午後九時五十五分　至午後十時

前項ノ入坑開始ヨリ入坑終了マテノ時間ハ一團トシテ入坑スルモノノ員數別紙（附表）入坑所要時間算出基礎ノ員數ヨリ、二十人ヲ增減スル毎ニ五分ヲ增減ス。但シ團體員數百人未滿ノトキハ三十分ヲ超エス、二百人ヲ超ユルトキト雖一時間ヲ超エス又二十人未滿トナリタルトキハ就業時間ハ各人別ニ算定ス

第三十四條 第三十五條及第三十六條ノ就業時間內ニ於テ一時間ノ休憩時間ヲ與フ

第三十五條 鑛夫ヲ二組以上ニ分チ、交替ニ就業セシムル場合ニ於ケル就業時間ノ轉換ハ、日曜日又ハ之ニ代ルヘキ休日ノ翌日之ヲ行フ、但シ三交替ノ場合ハ休日前ノ三番方ヲ休日後一番方ニ就業セシメ、一番方、二番方ハ順次繰下ケ就業セシムルモノトス

第三十六條 變災若ハ變災ノ虞アル爲又ハ避クヘカラサル事由ニ因リ、臨時必要アル場合ハ就業時間、就業時ノ轉換、休日休憩ノ規定ニ拘ラス期間ヲ限リ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ就業セシム但シ緊急ノ場合ニアリテハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケス、事後ノ屆出ニ依リ之ヲ行フ

第十章 休日

第三十七條 鑛夫ノ休日ハ左ノ通之ヲ定メ特別ノ事由アルトキハ、臨時休業ヲ爲スコトアルヘシ但シ第二號ノ休日ニ近接スル第一號ノ休日ハ之ヲ廢止スルコトアルヘシ

一、日曜日

二、一月一日（四方拜）二日 三日

二月十一日（紀元節）

四月二十九日（天長節）

五月十一日（山神祭）十二日

八月十五日（盂蘭盆）十六日

十一月三日（明治節）

十二月三十一日

第三十七條 本則第三十六條ノ規定ニ依リ休日ニ出勤セシメタルトキハ、三日以內ニ於テ代休日ヲ與フ

第十一章 賞與及制裁

第三十八條 鑛夫左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ詮衡ノ上之ヲ表彰シ、又ハ賞與ヲ給與ス

一、事業上危險ヲ適宜處置シ又ハ有益ナル發見發明若ハ考案ヲ爲シタル者

二、品行方正、技術優秀ニシテ他ノ模範トスヘキ者
三、數年勤續シ成績佳良ナル者

第三十九條 鑛夫左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ、賃金三日分以内ノ過怠金ヲ徴收スルコトアルヘシ、但シ一日ノ徴收額ハ賃金ノ三分ノ一以内トス

一、鑛業警察規則、石炭坑爆發取締規則、炭礦所定ノ規則竝之等ニ基キ發スル指揮命令ニ違反シタルトキ
二、業務上不正ノ行爲アリタルトキ
三、事業上注意ヲ缺キ又ハ業務ヲ怠リタル爲作業ニ支障ヲ及ホシ、又ハ損害ヲ生セシメタルトキ

前項ノ過怠金ノ標準タル賃金ハ鑛夫就業扶助規則第二十九條ノ例ニ依リ之ヲ定ム

第四十條 前條ニ依リ徴收シタル過怠金ハ鑛夫ノ福利ノ爲ニ之ヲ使用ス

第四十一條 鑛夫左ノ一ニ該當シ其ノ反省ヲ促ス必要アルトキハ五日以内ノ出稼停止ヲ命スルコトアルヘシ

一、故意ニ鑛業權者ニ損害ヲ蒙ラシメ又ハ蒙ラシメントシタルトキ
二、故意ニ炭礦ノ秩序ヲ紊シ又ハ紊サントシタルトキ
三、鑛業權者、役員又ハ其ノ家族ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シ、其ノ情狀輕キトキ

第四十二條 故意又ハ過失ニ因リ鑛業權者ニ損害ヲ加ヘタルモノニ對シテハ、之ヲ賠償セシムルコトアルヘシ。但シ損害ヲ賠償セシメタルトキハ過怠金ノ制裁ハ之ヲ科セス

入坑所要時間算定基礎

坑名	入坑方法	交替ナキ場合		二交替ノ場合		三交替ノ場合	
		入坑所要時間	團體人員	入坑所要時間	團體人員	入坑所要時間	團體人員
A坑	徒歩	自午前五時四十分 至午前六時	100人	自午前五時四十分 至午前六時	100人	自午前五時四十分 至午前六時	100人
						自午後一時五十分 至午後二時	60人
				自午後三時五十分 至午後四時	60人	自午後九時五十五分 至午後十時	40人
B坑	徒歩	自午前五時四十分 至午前六時	130人	自午前五時四十分 至午前六時	130人	自午前五時四十分 至午前六時	130人
						自午後一時五十分 至午後二時	90人
				自午後三時五十分 至午後四時	90人	自午後九時五十五分 至午後十時	40人
C坑	徒歩	自午前五時四十分 至午前六時	150人	自午前五時四十分 至午前六時	150人	自午前五時四十分 至午前六時	150人
						自午後一時五十分 至午後二時	110人
				自午後三時五十分 至午後四時	110人	自午後九時五十五分 至午後十時	90人

収錢三
紙印入

誓約書

私儀今般御礦何々礦鑛夫ニ採用相成候ニ付テハ御礦ノ諸規則堅ク相守リ御係員ノ指圖ニ從ヒ誠實ニ業務勉勵可致若シ損害相掛候節ハ相當御處置相成候トモ苦情申間敷
(保證人連署)誓約書仍而如件

昭和　年　月　日

何々鑛業株式會社　御中

保證人
本人

鑛業施業案の提出

採掘權者が事業に着手するときには、其の着手の日より二十日以前に鑛業施業案を作成し、認可申請として正副二通作製の上所轄支所經由の上鑛山監督局長に提出し、認可を受けて採掘作業を行はねばなりません。若し出願の當時鑛山監督局長より鑛業設計書の提出を命ぜられ、提出濟の場合

には鑛業施業案の作製には必ずこの設計書に依らねばなりませぬ。尙採掘權者に於て施業案を變更したる場合には其れが全部か又は一部分かに依り、新規又は追加施業案を提出せねばなりませぬ。然し提出した施業案に依ることが、適當でないと認められたときには、鑛山監督局長は三十日以上の期限を附して施業案の變更を命じます。鑛業施業案の樣式は左記の通で、之に添附圖を必要と致しますが、鑛種又は狀況に依りまして當該樣式に依り難いときには、理由を明示して樣式の記載事項を增減することが出來ます。尙二箇以上の鑛區に付合併施業を爲す場合に於ては、上揭の書類又は添附圖面は合併して之を調製することが出來るのであります。

添附圖面には鑛區境界線、鑛區內及其の附近の地形、道路、建設物、鑛滓捨石の堆積場、沈澱池其の他の除害に關する設備、各坑口（石油山にては坑井）主要坑道及、其の豫定の延長線、鑛床斷層（鑛床斷層は其の走向傾斜を示すこと）等の位置を明示することを要します。尙除害設備に就ては別に其の構造形狀を示した圖面の添附を必要とします。

鑛業施業案樣式

鑛業施業案（甲）

登錄（又は特許）番號……

鑛業權者（又は鑛業代理人）何　某　㊞

鑛區ノ所在地……

鑛山ノ名稱……

鑛種名……

一、採鑛ニ關スル事項

（イ）主要ナル鑛床ノ位置、走向、傾斜及厚サ

（ロ）採掘方法

（ハ）一箇年ニ於ケル粗鑛採掘豫定高

二、選鑛製鍊ニ關スル事項

（イ）選鑛及製鍊ノ方法

（ロ）一箇年間ニ於ケル鑛產物產出豫定高

三、操業上ノ危害豫防ニ關スル事項

（イ）捨石及鑛滓堆積場ノ位置

（ロ）捨石、鑛滓、坑水、廢水等ノ處置ニ關シ特別ノ設備ヲ要スルモノニ在リテハ、其ノ設備ニ關スル事項

（ハ）地表又ハ坑內ノ保全其ノ他危害ノ豫防又ハ公益ノ保護ニ關シ、特別ノ施設又ハ制限ヲ要ス

ルモノニ在リテハ其ノ施設又ハ制限ニ關スル事項

鑛業施業案（乙）

鑛業權者（又ハ鑛業代理人）何　某　㊞

登　錄（又ハ特許）番　號……

鑛區ノ所在地……

鑛山ノ名稱……

鑛種名　石炭（又ハ亞炭）

一、採炭ニ關スル事項

（イ）主要ナル炭層ノ位置、名稱、走向、傾斜及厚サ

（ロ）採炭ノ方法

（ハ）一箇年間ニ於ケル豫定出炭高

二、操業上ノ危害豫防ニ關スル事項

（イ）坑內ノ通氣ニ關スル方法又ハ設備

（ロ）地表又ハ坑內ノ保全其ノ他危害ノ豫防又ハ公益ノ保護ニ關シ、特別ノ施設又ハ制限ヲ要スルモノニアリテハ其ノ施設又ハ制限ニ關スル事項

鑛業施業案（丙）

鑛業權者（又ハ鑛業代理人）何　某　㊞

登　錄（又ハ特許）番　號……

鑛區ノ所在地……

鑛山ノ名稱……

鑛種名　石油

一、採油ニ關スル事項

（イ）鑿井方法

（ロ）原油ノ處分方法

二、操業上ノ危害豫防ニ關スル事項

（イ）汲油又ハ製油ノ爲發生スル汚水又ハ廢物ノ處理方法

（ロ）前號ノ外危害ノ豫防又ハ公益ノ保護ニ關シ、特別ノ施設ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ施設ニ關スル事項

備　考

一、甲ハ金銀銅其ノ他一般ノ鑛物ニ關シ、乙ハ石炭又ハ亞炭ニ關シ、丙ハ石油ニ關シ適用スルモノトス

二、商工大臣又ハ鑛山監督局長ノ發シタル豫防命令ニ基キ、施行スヘキ事項ハ施業案ニ記載スルコトヲ要セス

鑛業設計書の提出

試掘權者の鑛業の設備に關する設計書は、採掘權者の鑛業施業案と性質を同じくするものでありまして、試掘權者はこの設計書に從つて操業をしなければなりませぬ。この設計書は鑛業の狀況に依つて公益に害を及す處がありまして、其の操業に就き特別の設計に因る必要ありと認めらるる場合、其の他鑛山監督局長に於て必要と認めました場合に、鑛業の出願人に對し又は出願の許可後試掘權者に對して相當の期限を附して提出を命じました場合に提出すればよいのであります。更に鑛山監督局長に於て從來の設計書の變更を必要と認めました場合には、其の理由を示して變更を命ぜられることがあります。尚試掘權者に於て從來の設計書を變更しやうとする場合には、鑛山監督局長の許可を受けねばなりませぬ。

設計書は鑛種又は狀況に依つて各必要に應ずる樣に作成を要しますが、この例を擧げれば左の如くであります。

（金屬山）

鑛業設計書（作例）

國試掘權登錄第　號

一、露天掘ヲ爲サス

二、掘採跡ハ總テ濯水土砂充塡法、其ノ他之ニ代ルヘキ適當ナル方法ニ依リ地表ノ陷沒ヲ防止ス

三、土砂捨石及鑛滓其ノ他ノモノヲ河流ニ投棄セス必ス之ヲ一定ノ場所ニ堆積シ、他ニ散逸セサル樣相當ノ處置ヲ爲ス

四、鑛毒水及汚濁水ハ清澄除害ノ上放流スル樣相當ノ設備ヲ爲ス

五、飮料水及雜用水ニ支障ヲ來ササル樣操業ス

年　月　日

住所　試掘權者　氏　名　㊞

（石炭山）

鑛業設計書（作例）

第三編

國試掘權登錄第　　號

一、露天掘ヲ爲サス

二、地表ニ近接スル石炭ハ殘柱法ニ依リ掘採ス

三、上部及中部第三紀層ニ屬スル部分ハ試錐ノ方法ニ依リ、石炭層ノ存在ヲ確メ其ノ結果ヲ報告シテ操業上ノ指揮ヲ受ク

四、掘採跡ハ總テ灌水土砂充塡法其ノ他之ニ代ルヘキ適當ナル方法ニ依リ、地表ノ陷沒ヲ防止ス

五、土砂捨石其ノ他ノモノヲ河流ニ投棄セス必ス之ヲ一定ノ場所ニ堆積シ、他ニ散逸セサル樣相當ノ處置ヲ爲ス

六、汚濁水ハ相當ノ設備ニ依リ淸澄ノ上ニアラサレハ之ヲ放流セス

七、飮料水、雜用水ニ支障ヲ來ササル樣操業ス

年　月　日

住所

試掘權者　氏　名　㊞

【第二編終り】

鑛業着手後の諸手續

鑛業出願が許可になり登錄を了し、鑛業權が設定せられて鑛業權者が其の鑛區に於て事業を行はむとする場合鑛業の管理に付鑛業權者自ら之に當る場合は格別、諸種の事情から鑛業の管理を他人に委任せむとするときには、鑛業代理人を定め鑛業權者より鑛山監督局長に其の旨の届出を要します鑛業代理人は鑛業法及鑛業施行に關する命令の規定に依りまして、鑛業の管理に關し鑛業權者の爲すべき一切の手續其の他の行爲を委任せられたものと看做されます。依つて鑛業代理人を置いた場合には鑛業着手前後を問はず總ての手續を鑛業代理人より、すれば宜しいのであります。但し鑛業權者は鑛業代理人の代理權に制限を加へることが出來ます。此の際には直に其の旨を鑛山監督局長に届出ねばなりませぬ。

鑛業權者又は鑛業代理人に於て事業着手前の諸手續を了し、愈々鑛業に着手した場合には事業の進展に伴ひ必ず所規の手續を履まねばなりませぬ。試掘權者と採掘權者とに因つて幾分相違して居りますが、大體左記の手續を要するのであります。

鑛業着手後試掘權者の採るべき手續

試掘權者が其の事業に着手した後に於ては、左の手續を採ることを要するのであります。尙試掘權は滿四年にて消滅するものでありますから、着手前の諸手續と共に總て鑛區設定の都度新規に屆出を要するのであります。

一、試掘工程表の作成
二、鑛夫名簿の作成
三、鑛業明細表の提出
四、試掘鑛産物處分願
五、瓦斯發見屆
六、災害事變の屆出
七、各種工作物設置、變更、廢止の手續
八、診療機關に關する屆出
九、其の他の報告
扶助月報、扶助半年報　災害死傷者月報、死傷病者月報、鑛夫月報、緊急の必要に依る臨時就業屆、解雇者歸趨調、鑛夫雇入又は解雇の報告、死傷病者年報（常時百五十人以上の鑛夫を使用する鑛山及鑛山監督局長の指定せるもの）石炭生産額報告

鑛業着手後採掘權者の採るべき手續

採掘權者が其の事業に着手したる後に於ては左の手續を要するのであります。

一、技術管理者選任屆
二、各種係員選任屆
三、鑛業簿の作製及其の複本の提出
四、坑內實測圖の作成及其の複本の提出
五、鑛夫名簿の作成
六、鑛業明細表の提出
七、瓦斯發見屆
八、災害事變の屆出
九、各種工作物設置、變更、廢止の手續
十、診療機關に關する屆出
十一、其の他の報告
扶助月報、扶助半年報、災害死傷者月報、死傷病者月報、鑛夫月報、緊急の必要に依る臨

時就業屆、解雇者歸趨調、重要鑛山鑛產額報告（鑛山監督局長の指定鑛山）、鑛夫雇入又は解雇の報告、死傷病者年報（常時百五十人以上の鑛夫を使用する鑛山及鑛山監督局長の指定せる鑛山）鑛夫歸鄉旅費年報、鑛夫貯畜金年報、石炭生產額報告

技術管理者選任屆

鑛山に於ける作業の狀況に依り危害又は衞生上有害の虞少なき場合に於きまして、鑛山監督局長に於て選任の必要なしと認めた場合以外は、常時百五十人以上の鑛夫を雇傭する鑛山の採掘權者は必ず、他方常時百五十人未滿の鑛夫を雇傭する鑛山でも、鑛山監督局長に於て必要ありと認めたときは採掘權者は技術管理者の選任をせねばなりませぬ。尙其の以外の場合に於ても鑛業の狀態に依り、其の管理上採掘權者に於て技術管理者を置くの要ありと認めた場合には、選任することが出來ます。（鑛警第一條第一項、第二項、第三項、第四項）この採掘權者が任意に選任を爲した場合以外の場合に、技術管理者が死亡し、又は之を解任したときには採掘權者は直に其の後任者を選任せなければなりませぬ。（鑛警第一條第五項）總て技術管理者は鑛業警察規則第三條に規定された有資格者中より之を選任し、選任したときは履歷書を添へて直に之を鑛山監督局長に屆出ねばなりませぬ。（鑛警第一項一條）尤も採掘權者が自己の必要上任意に選任した技術管理者と雖、其の死亡し、又は之を解任したときは直に其の旨を鑛山監督局長に屆出ねばなりませぬ。（鑛警第一項一條）技術管理者は鑛業警察に關する一切の事項を管理するものであり、其の職責は重大でありまして、適任者を得なければ其の目的を達することが出來ませぬ爲、鑛山監督局長に於て必要ありと認めましたときには、採掘權者は技術管理者の改任を命ぜられることがあります。（鑛警第二條第四項）

採掘權者が二人以上の技術管理者を選任したときには、其の權限を定めて鑛山監督局長に屆出ねばなりませぬと同時に、特別の事情に依り鑛山監督局長の許可を受けない限りは、技術管理者をして二以上の鑛山の技術管理者を兼ねしむることは出來ませぬ。（鑛警第六條五條）技術管理者が旅行とか病氣其の他の事情で職務を執ることが出來ない場合には、採掘權者は技術管理者となり得る有資格者中から代理人を選任することが出來ます、かう云ふ事情のある場合には鑛山監督局長に於て必要ありと認めたときは代理者の選任を命ぜられるかも知れませぬ。又採掘權者は斯樣な事情の突發することを懼れて豫め代理者を選任して置く事も出來ます。總て代理者を選任した場合には採掘權者は直に履歷書を添へて其の旨を鑛山監督局長に屆出ねばなりませぬ。（鑛警第七條）

各種係員選任屆

鑛業權者は鑛業警察規則の規定に依り左の諸係員を選任し、鑛山監督局長に履歷書を添へて屆出を要します。（鑛警第九條）

(1) 坑內保安係員　採掘權者は事業着手の上は必ず此の選任屆を要し、試掘權者は鑛山監督

局長より命令があれば選任届をせなければなりませぬ。（鑛警第十三條第一項、第三項）

(2) **坑外保安係員**　鑛業權者は、鑛山監督局長よりの命令があれば、之が選任届出を要します。（鑛警第十三條第二項、第三項）

(3) **機械保安係員**　鑛業權者は汽罐原動機、坑内通氣用主要扇風機、捲揚裝置其の他危害豫防上特別の注意を要する機械又は裝置を設置した場合には、採掘權者でも試掘權者でも之が選任届出を要します。（鑛警第五十一條）

(4) **安全燈係員**　鑛業權者が坑内に於て安全燈又は携帯用安全電燈を使用する場合には採掘權者でも試掘權者でも之が選任届出を要します。（鑛警第二十七條）

(5) **衞生係員**　常時百五十人以上の鑛夫を雇傭する鑛山の採掘權者は、必ず其の他の鑛山でも鑛山監督局長より命令があれば、採掘權者でも試掘權者でも之が選任届出を要します。（鑛警第五十七條）

(6) **發破係員**　鑛業權者は鑛山監督局長より命令があれば之が選任届出を要します（鑛警第三十四條）

(7) **各係員の資格の特例**　右各係員の資格の規定に不拘鑛山監督局長の認可を得れば、係員になる事が出來ます。（商工省令第十五號）

試掘工程表の作成

試掘權者は試掘工程表を作成して事務所に備付けなければなりませぬ。（細則第四十二條）

試掘工程表は試掘の實況を明にするを目的とするものでありまして、別に様式は規定されて居りませぬから、便宜の様式に依り一ヶ月毎に左記事項を詳細に記載して置けば宜しいのであります。（細則第五十五條）

(1) 開坑に關する狀況
(2) 鑛產物の數量
(3) 行業日數
(4) 工數

尙參考迄試掘工程表の作例を示せば左の如くであります。

月分 試	開坑ニ關スル狀況	鑛產額 採鑛	行業日數	工數

掘工程表			
選鑛			
製錬			
記事			

注意事項 試掘工程表の作成については左の事項につき注意をせねばなりませぬ。

(1) 開坑に關する狀況には坑內掘進の狀況其の他詳細に記入し、且狀況を明にし得る程度の圖面を作成し置くこと

(2) 鑛產物の數量は掘採の粗鑛量、選鑛した精鑛量、製錬した製出高を各區別して記入し且品位をも記入し置くこと

(3) 行業日數及工數（一人當一日所定作業時間を單位とする數）も採鑛、選鑛、製錬に各區別して記入すること

(4) 鑛產物を販賣したるときには其の數量、品位、販賣代價（鑛山渡値段に依ること）賣先を記事欄に記入し置くこと

鑛業簿の作成及其の複本の提出

採掘權者は鑛業簿を作成して事務所に備付けて置かなければなりませぬ。（細則第四十二條）更に採掘權者は之に依つて鑛業簿複本を作成し、上半期分は七月末迄に、又下半期分は翌年一月末迄に鑛山監督局長に差出さねばなりませぬ。（細則第四十八條第二項）尙採掘權の消滅又は移轉の場合には採掘權を有して居た者に於て登錄の日より三十日以內に調製差出を要します。（細則第四十九條）鑛業簿の作成については別に定まつた樣式はありませぬが、左記の各事項を記載すれば宜しいのであります。鑛業簿には鑛產物の數量なり、工業日數なり、其の他が月別に判る樣に整理して置く必要があります。（細則第四十八條第一項）

(1) 鑛產物の數量

(2) 販賣高及其の代價

(3) 行業日數及工數

注意事項 鑛業簿の作成については左の事項につき注意せねばなりませぬ。

(1) 鑛業簿に記載する鑛產物の數量の單位は鑛業明細表と同樣メートル法に依ること

(2) 鑛產物の數量は採掘の粗鑛量、選鑛した精鑛量、製錬した製出高に、各區別して記入すること

(3) 行業日數及工數も採鑛、選鑛、製錬に區別して記入すること

(4) 其の他鑛業明細表の記入方を參照すること

(5) 鑛業簿の複本を差出すべき場合に於て記載すべき事項なきときは、其の旨を屆出ること（細則第五十二條）

鑛業簿は別に様式を定められて居りませぬから、各山の事情に應じ適宜之を作成して差支ないのでありますが、各山から提出された鑛業簿複本を見ますると、内容は同一でありながら其の様式は區々で、徒に紙數のみ多くしたものもあつて取扱者から見れば、調査上甚だ不便でありますから左に掲げたやうな様式に依られることを希望致します。

もとよりこれは單に雛形に止まるのでありまして、鑛種の複雜な金屬山や炭種の多い石炭山などで記載しきれないものは、行數を増加し紙數を増加してもよいのであります。

國登錄　第　號

昭和　年　半期鑛業簿複本

鑛種		位置名稱	鑛業權者又ハ代表者	住所	何	某	印
		國郡市町村 鑛山	鑛業代理人	住所	何	某	印

月次	種別	越高	採鑛高	平均品位	選鑛元鑛高	製錬元鑛高	販賣高 數量	販賣高 平均品位	販賣高 價額	殘高	行業日數	月末現在使役人員	延工數
月									円				

鑛							選鑛						
月	月	月	月	月	月	計	月次	種別	越高	精鑛高	平均品位	製錬元鑛高	販賣高 數量	販賣高 平均品位	販賣高 價額	殘高	行業日數	月末現在使役人員	延工數
															円				

月次	種別	越高	製出高	平均品位	販賣高		行業日數	延工數
					數量	價額	月末現在使役人員	
製錬								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
計								

備考

一　本表ハ石炭亞炭及石油ヲ除キタル一般ノ鑛物ニ關シ適用スルモノトス

二　種別ノ欄ニハ採鑛ノ部ニ於テハ粗鑛ノ種類及名稱（金屬鑛ニ在リテハ金鑛銀鑛等ノ如シ）ヲ、選鑛ノ部ニ於テハ精鑛ノ種類及名稱ヲ、製錬ノ部ニ於テハ製品ノ種類及名稱ヲ記載スベシ

三　採鑛高ノ欄ニハ採掘粗鑛ノ數量ヲ記載スベシ

四　選鑛元鑛高ノ欄ニハ選鑛ニ供シタル粗鑛ノ數量ヲ記載スベシ

五　製錬元鑛高ノ欄ニハ採鑛ノ部ニ於テハ粗鑛ノ數量ヲ記載スベシ

六　平均品位欄ニハ平均含有率（金及銀ハ百萬分率　其ノ他ハ百分率）ヲ記載シ且滿俺鑛ニ在リテハ用途ニ依リ金屬及二酸化ノ別ヲ記載スベシ

七　數量ノ單位ハ粗鑛及精鑛ニ在リテハ金及銀ハ瓦　鐵及硫黃ハ瓲、其ノ他ハ瓲（一瓲ハ二百六十六貫七又ハ千六百六十六斤七ニシテ即一萬斤ニ當ルヽ製品ニ在リテハ瓲以下一位迄ヲ記載スベシ

八　自己所屬ノ他鑛山ニ輸送シ合併シテ選鑛又ハ製錬ヲ爲シタル鑛山ニ在リテハ該當欄ニ夫々區別シ記載シ且輸送先及產出鑛山ヲ明ニスベシ

九　鑛物ヲ買入レ自己採掘ニ係ル鑛物ト合併シテ製錬ヲ爲シタルトキハ其ノ數量ヲ選鑛元鑛高又ハ製錬元ヶ產出鑛山名又ハ登錄番號、所在府縣郡名、數量及平均品位ヲ記事欄ニ各別ニ記載スベシ

十　金屬鑛ヲ他ノ鑛山又ハ製錬所ニ販賣シタルトキハ其ノ賣先數量及平均品位ヲ記事欄ニ各別ニ記載スベシ

十一　販賣價額ハ鑛山渡シ値段ニ依リ記載スベシ

十二　製品殘高ノ買額ヲ年末現在ノ市價ニ依リ各品別ニ記事欄ニ記載スベシ

十三　販賣セザル鑛物ニ付テハ記事欄ニ其ノ見積價額ヲ記載スベシ

十四　鑛業代理人ヨリ差出ス場合ニハ其ノ者ノミ捺印スベシ

昭和　年　半期鑛業簿複本

國　登錄第　號

鑛區位置 鑛山名	種別／月別	越高						產出高						販賣高						販賣價額						自家用			
		塊炭	粉炭	切込炭	粗炭	計		塊炭	粉炭	切込炭	粗炭	計		塊炭	粉炭	切込炭	粗炭	計		塊炭	粉炭	切込炭	粗炭	計		塊炭	粉炭	切込炭	粗炭
國	月																												
郡	月																												
鑛山 市町村	月																												
鑛業權者又ハ代表者 住所 何 某 印	月																												
鑛業代理人 住所 何 某 印	月																												
	月																												
	計																												

販賣高						販賣價額						自家用			
塊炭	粉炭	切込炭	粗炭	計		塊炭	粉炭	切込炭	粗炭	計		塊炭	粉炭	切込炭	粗炭
											円				
											円				
											円				
											円				
											円				
											円				

	計	殘				高			工	行	月	記
		塊炭	粉炭	切込炭	粗炭	計			數	業日數	末鑛夫數	事

備考

一 本表ハ石炭、亞炭ニ關シ適用スルモノトス

二 種別欄ノ炭種ハ可成塊炭、粉炭、切込炭、粗炭ノ四種ニ區別スルコト

三 數量ノ單位ハ瓲トス

國登錄第號

昭和年期鑛業簿複本（採油ノ分）

鑛種	石油	位置	名稱	國郡市町村	鑛山	鑛業權者又ハ代表者	住所	何某印	鑛業代理人	住所	何某印
種別	月別	月	月	月	月	月	月	月	計		
越	原油										
	瓦斯										
高											
採油	原油										
	瓦斯										

四 販賣價額ハ山元渡値段ニ依リ記入スルコト

五 鑛業代理人ヨリ差出ス場合ニハ其ノ者ノミ捺印スベシ

賣	販				高	元	製	精	重			比	高
價	量		數				瓦	原				原	
原油			瓦斯	原油			斯	油				油	
円													
円													
円													
円													
円													
円													

月末現在鑛夫數	行業日數	延工數	殘高				自家用				高		
					瓦斯	原油			瓦斯	原油	額		瓦斯

記事

國登錄第　號

昭和　年　期鑛業簿複本（精製ノ分）

種別／月別	鑛種	位置 名稱	鑛業權ハ代表者又ハ鑛業代理人	住所	何某印
月	石油	國郡			
月		市町村			
月		鑛山			
月					
月					
月					
計					

備考

一　本表ハ石油山（可燃質天然瓦斯ヲ含ム）ニ適用スルモノトス

二　比重ノ欄ニハ「ボーメ」比重計ニ依ル平均比重ヲ記載スベシ

三　數量ノ單位ハ油ハ噸、可燃質天然瓦斯ハ立方米トス

四　自己所屬ノ他鑛山ニ輸送シ合併精製ヲ爲シタルトサハ其ノ數量ヲ精製元高ノ欄ニ記入シ且輸送先ヲ明ニスルコト

五　原油ヲ販賣シタルトキハ其ノ賣先數量及比重ヲ記事欄ニ各別ニ記載スルコト

六　販賣價額ハ鑛山渡値段ニ依リ記載スルコト

七　鑛業代理人ヨリ差出ス場合ニハ其ノ者ノミ捺印スルコト

越	揮發油	燈油	輕油	機械油	重油	ピッチ	高	揮發油	燈油	輕油	機械油	重油	ピッチ	高	出	揮發油	燈油	輕油	機械油	重油	ピッチ	高	揮發油

	販売数量						高賣價額						
	燈油	輕油	機械油	重油	ピッチ		燈油	輕油	機械油	重油	ピッチ		揮發油
													円
													円
													円
													円
													円
													円

自家用							殘高						延工數
燈油	輕油	機械油	重油	ピッチ		揮發油	燈油	輕油	機械油	重油	ピッチ		

行業日數	記事
月末現在鑛夫數	

備考

一　本表ハ石油ノ精製シタルモノニ關シ適用ス

二　數量ノ單位ハ油ハ瓲、「ピツチ」ハ瓲トス

三　種別ノ欄ニハ揮發油、燈油、輕油、重油、機械油、「ピツチ」等製品ノ普通名稱ニ依リ區別シテ記載スベシ

四　自己所屬ノ他鑛山ノ原油ヲ受入レ精製シタル鑛山ニアリテハ當該欄ニ夫々區別記載シ且產出鑛山ヲ明ニスルコト

五　原油ヲ買入レ自己採掘ニ係ル原油ト合併シテ精製シタルトキハ該當欄ニ夫々區別シテ記載シ尙其ノ產出鑛山名又ハ登錄番號、所在府縣國郡名、數量及比重ヲ記事欄ニ各別ニ記載スベシ

六　販賣價額ハ鑛山渡シ値段ニ依リ記載スベシ

七　精製品殘高ノ價額ヲ年末現在ノ市價ニ依リ各品別ニ記事欄ニ記載スベシ

八　鑛業代理人ヨリ差出ス場合ニハ其ノ者ノミ捺印スベシ

（作例）

鑛業簿複本無事項届（作例）

何國採掘權登錄第　號

右鑛區ニ對スル昭和　年上下半期鑛業簿複本ハ休業中ノ爲記載スヘキ事項無之候右及御届候也

昭和　年　月　日

住所

鑛業權者又ハ鑛業代理人　何　某　㊞

鑛山監督局長　殿

坑內實測圖の作成及其の複本の提出

採掘權者は坑內實測圖を作成して之を事務所に備付け且其の複本を鑛山監督局長に提出せねばなりませぬ。坑內實測圖は平面圖と截面圖との二種で少くとも每月末の掘進狀況を測定し翌月中に調製して置き、其の複本は石炭山では每年六月末日及十二月末日迄の分を各八月末日及翌年二月末日迄に、其の他の鑛山では每年十二月末日迄の分を翌年二月末日迄提出することを要します。但し鑛山の狀況に依りまして必要と認められるときには鑛山監督局長は何時にても、複本の提出を命じ又は其の提出期若は提出回數の變更を命ずる事がありります。（十則第四十二條第四細七條第一項第二項）　若し鑛業權者に於て必要があれば前提出の分は請求に基き鑛山監督局より返付致しますから、鑛業權者は之に其の後の掘進狀況を記入して次回に提出されても差支ありません。（細則第四十七條第三項）　尙坑內實測圖の複本

を差出すべき場合に記載すべき事項なきときには其の旨届出を要します。（細則第五十二條）

尚採掘權の消滅又は移轉の場合には採掘權を有して居た者に於て、登錄の日より三十日以內に調製し其の複本を差出さねばなりませぬ。（細則第四十九條）

坑內實測圖の樣式は次の通であります。

（石炭鑛）

何　國採掘權登錄第何號

國　何郡何村何炭礦

坑內實測圖　縮尺　何分ノ一

住　所
採掘權者　氏　名　印
住　所
測量者　氏　名　印

符號

鑛區境界線
坑外竪坑口
坑　井
採炭跡

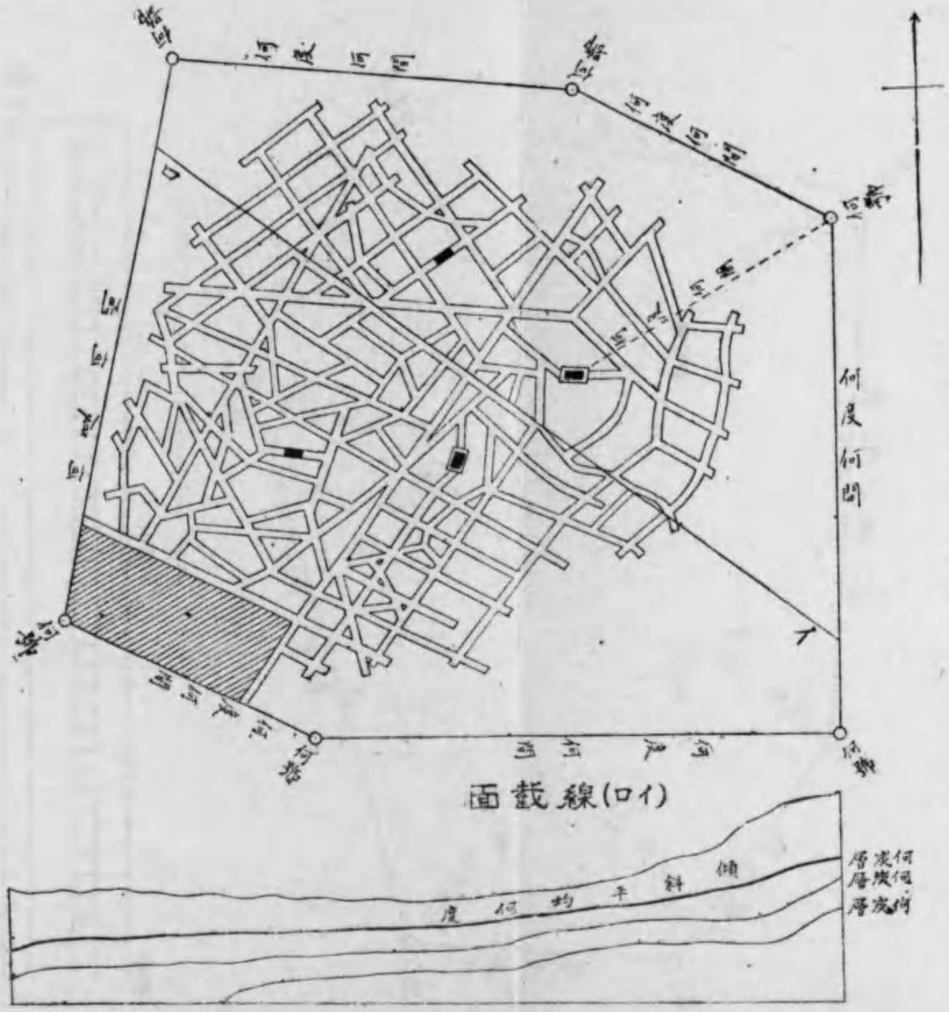

注意

一　平面圖ニハ坑道ヲ著色シテ各炭層ヲ區別スヘシ

二　採掘セシ部分ハ坑道ト同色ノ平行線ヲ以テ顯スベシ

三　炭層中ニハサミ物アラハ柱狀圖ニ之ヲ顯スヘシ

四　圖面縮尺ハ千二百分ノ一ニ調製スヘシ

五　木造堰ハ黃色ニ煉瓦堰ハ赤色ニ色分ヲナスヘシ

六　捲揚機械、喞筒、扇風機及軌道其ノ他ノモノヲ設置セル場合ニハ適宜ノ符號ヲ用ヒテ之ヲ明示スヘシ

炭層柱狀圖尺度二百分ノ一

（石油鑛）

何國採掘權登錄第何號
何國何郡何村何石油鑛

坑內實測圖　縮尺　何分ノ一

住所　
採掘權者　氏名　印
住所　
測量者　氏名　印

符號

ㄑ	鑛區境界線
○	機械堀油井
●	同　廢井
□	手堀油井
■	同　廢井
△	カヅサ堀油井
▲	同　廢井
XXX	火山岩
頁岩	
頁岩ニ薄キ砂ヲ交フルモノ	
砂及ビ頁岩ノ交層	
砂ニ薄キ頁岩ヲ交フルモノ	
砂	

平面圖

縮尺一萬二千分ノ一

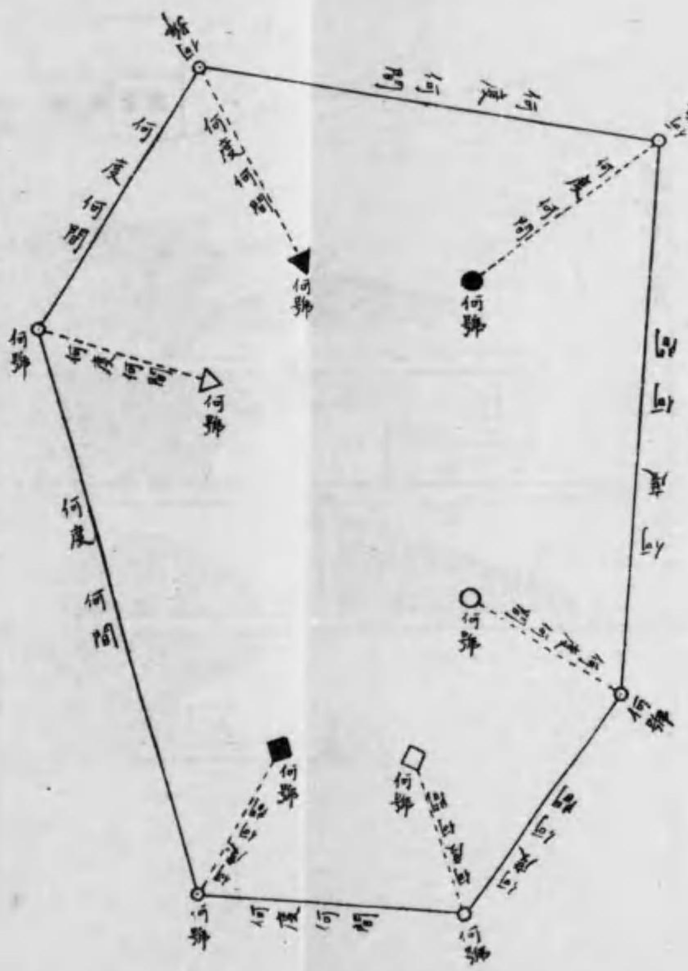

油井柱狀圖

縮尺　六萬分ノ一

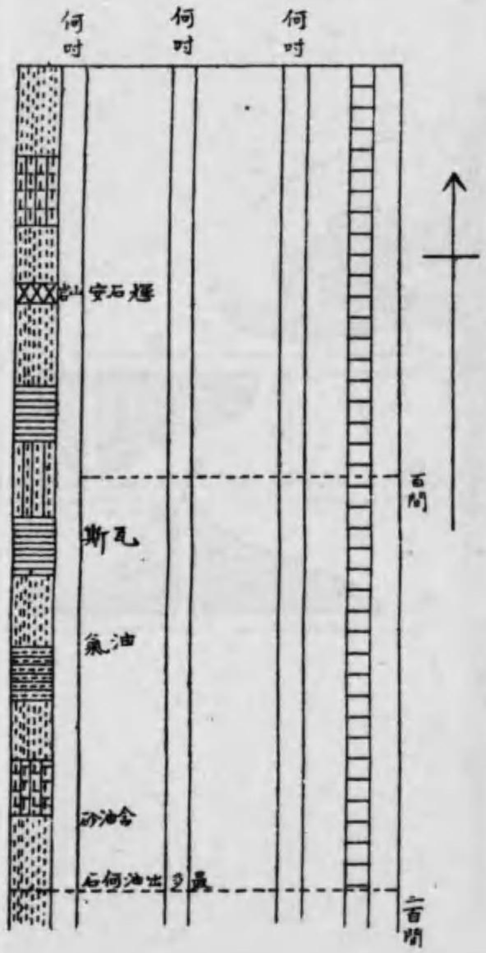

注意

一　油井ノ位置ハ最近測點若クハ基點ヲ結測シ其ノ方位間數ヲ記入スヘシ
二　油井地質ハ之ヲ柱狀圖ニ記スヘシ
三　油井柱狀圖中出油ノ箇所ハ必ス明示スヘシ
四　出油量ハ最多量ノ時ノ一日分及現在ノ一日分ヲ記載スヘシ
五　本圖ノ縮尺ニテ顯シ難キモノハ適宜ノ縮尺ヲ用ヒテ調製スヘシ

（石炭、石油ヲ除ク鑛山）乙
何國採掘權登錄第何　號
何國何郡何村何鑛山

坑內實測截面圖　縮尺　何分ノ一

住　所
採掘權者　氏　名　印
住　所
測量者　氏　名　印

甲圖(イ ロ)線截面

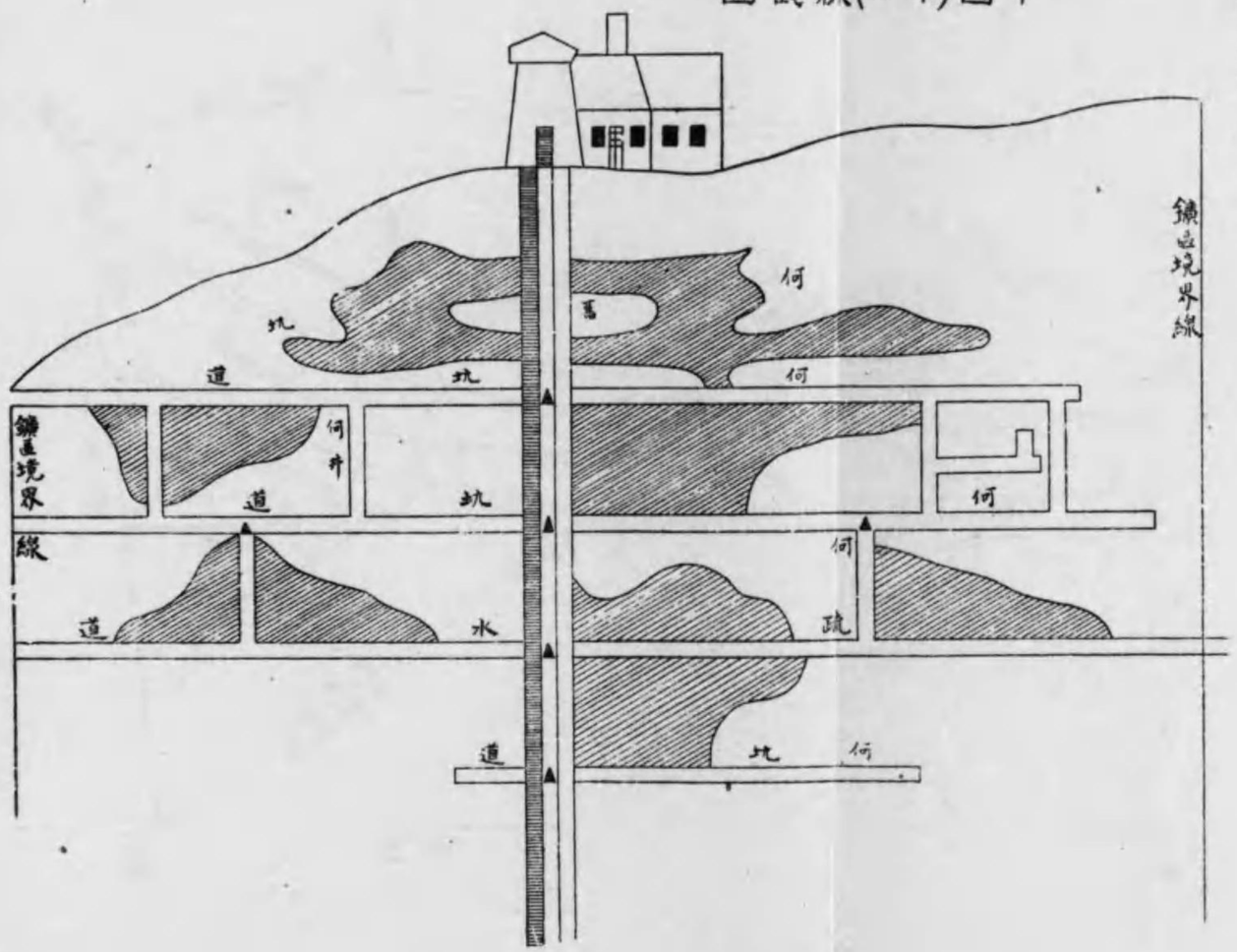

符號

採鑛場
舊坑
橫切
梯子

注意

一　坑道ノ上下段ハ色分ヲ以テ區別スヘシ
二　軌道ヲ敷設シタル坑道又ハ機械等ニシテ本圖ノ尺度ニテ圖上ニ顯シ難キモノハ適宜ノ尺度ヲ用フヘシ
三　圖面縮尺ハ千二百分ノ一ニ調製スヘシ
四　木造堰ハ黃色ニ煉瓦堰ハ赤色ニ色分ヲナスヘシ

（石炭、石油ヲ除ク鑛山）甲

何國採掘權登錄第何　號

何國何郡何村何鑛山

坑内實測圖

縮尺　何分ノ一

符號

鑛區境界線
坑口
坑外竪坑口
坑井
竪坑捲揚機械
凸　凹
何度何間　斷層

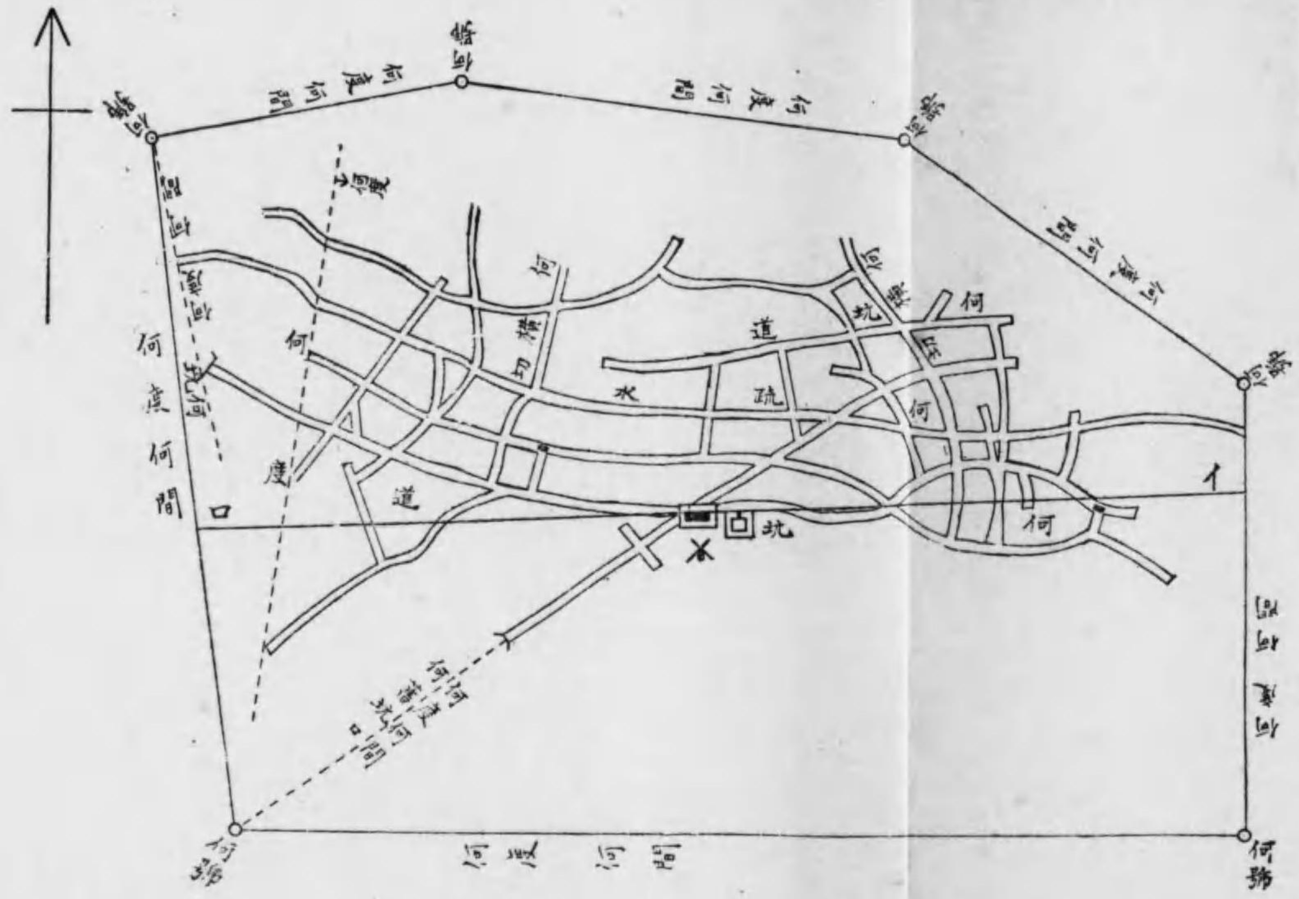
何線
何度何間
何線
何線
何度何間
何線
何線
何線

坑內實測圖複本無事項届（作例）

何國採掘權登錄第何號

右鑛區ハ休業中ニ付昭和何年上下期坑內實測圖記載事項無之候此段及御届候也

年　月　日

住　所

鑛業權者又ハ鑛業代理人　何　某　㊞

鑛山監督局長　殿

鑛夫名簿の作成

鑛業權者は鑛夫名簿を作成し事務所に備置き、鑛夫を雇入れたときは其の都度左に揭げた事項を記載することを要します。（就業規則第三條第一項）

(1) 氏　名

(2) 生年月日

(3) 本　籍

(4) 履歷の大要

(5) 鑛夫十六歲未滿なるときは國民學校初等科の課程又は國民學校令第十一條の規定に依つて

國民學校の課程と同等以上と認められた課程を有する學校に於ける學民學校初等科に相當する課程を修了した者は其の修了した學校名及修業了年月、修了しない者は其の旨、青年學校令に依つて就學せられるべき者にて十六歳未滿の者は、其の就學する青年學校名、入學したる學年及入學の年月

(6) 業務の種類

(7) 雇入年月日

(8) 雇傭期間を定めたる者にありては其の期間

右の各事項に異動を生じたときは其の都度直に訂正しなければなりませね。（就業規則第三條第二項）

解雇又は死亡の際の記載事項

鑛夫を解雇し又は鑛夫が死亡したときには、鑛夫名簿に左に掲げた事項を記入しなければなりませね。（就業規則第四條）

(1) 解雇又は死亡の年月日

(2) 解雇事由又は死亡の原因

鑛夫名簿の保存期間

鑛夫名簿は鑛夫解雇又は死亡の日より五ケ年以上保存せねばなりませぬ。（就業規則第四條）

戸籍に關する證明

鑛業權者は鑛夫又は鑛夫たらむとする者の戸籍に關し、戸籍事務を管掌する者（市町村長等）又は其の代理者に對し無償にて證明を求むることが出來ます。（最低年齢法第五條）

注意事項　鑛夫名簿の作成については左の事項につき注意しなければなりませぬ。

(1) 鑛山に於て臨時夫を雇入れたときは（鑛夫名簿に記入しないますが）假令一時的のものでも鑛夫としての業務（卽鑛業の就業）に從事せしむる以上は鑛夫名簿を作成すること

(2) 鑛夫を新に雇入れたとき、又は記載事項に異動を生じたときは（之が記載又は訂正を怠つて居るものを時々見受けますが）必ず其の都度記載又は訂正すること

(3) 鑛夫名簿作例　參考のため作例を掲ぐれば左の如くであります。

鑛夫名簿（作例）

索引		所屬坑	

職名		氏名	
年月日轉	年月日轉	年月日生	趣味嗜好
		有配 單身	喫煙 好 否
年月日轉	年月日轉	本籍地	履歷 學歷 國民學校 初等科 卒業 高等科 卒業 年修業
健康診斷		出生地	其ノ他
雇傭 試傭期間	自年月日 至年月日	居所	履歷 職業 就業年數 年 炭山 年月 金屬山 年月 其ノ他 年月
採用志願幕集	年月日	解傭	年月日 事由原因
雇傭期間	自年月日 至年月日		兵關 役係
家族氏名	本人トノ續柄	保人證 氏名 住所	遺族扶助料指定受領者
		印鑑 年月日改	豫告 續柄 氏名 年月日
		年月日改	記事

鑛業明細表の提出

鑛業權者は毎年一度鑛業に關する明細表を作成して、翌年一月末日迄に鑛山監督局長に差出さねばなりませぬ。（細則第五十條）鑛業權が年の中途で消滅し、又は移轉した場合には其の時迄の鑛業明細表は鑛業權を有して居た者から三十日以内に鑛山監督局長に差出さねばなりませぬ。（細則第五十一條）鑛業明細表を差出すべき場合に記載すべき事項のないときには必ず其の旨を屆出なければなりませぬ。（細則第五十二條）鑛業明細表は左記の通甲、乙、丙、丁の四種ありまして、其の内甲、乙の二種は石炭、亞炭及石油を除いた一般の鑛物に關し適用するものと、石炭及亞炭に適用するもの、石油に適用するものゝ三に別れて居ります。鑛業明細表の記載方に關しては各表に備考として詳細說明してありますが、尙一般に注意すべき事項を揭ぐれば左の通であります。

注意事項

(1) 鑛業明細表は鑛業統計上必要であるのみですから、其の記事は正確であらねばなりませぬ。

(2) 鑛業簿複本と鑛業明細表とは其の記事が一致すべき筈なのに往々相違して居るものがあります。鑛業明細表の產出額が一萬噸あるのに、鑛業簿複本の一月から十二月迄の產出額の合計が八千噸になつて居ることがあります。之れは何れかに誤記違算等があるからで、あり

まして充分注意して作成せねばなりませぬ。

(3) 越高が記入洩になつたり、前年の殘高と相違して居るのは度々見受ける所でありまして、注意を要します。若し越高が前年提出の明細表の殘高と相違して居るときは、其の理由を記事欄に記入して置かなければなりませぬ。

(4) 鑛産物の品位の記載洩になつて居るのも往々見受けますが、之も必ず記載せねばなりませぬ。

(5) 鑛産物の單位はメートル法に依らねばなりませぬ。

甲ノ一（三通）

昭和　年鑛業明細表

| 登錄第 | | 國 | | |

記事	錄		

備考
一 本表ハ石炭亞炭及石油ヲ除キタル一般ノ鑛物ニ關シ適用スルモノトス
二 種別ノ欄ニハ採鑛ノ部ニ於テハ粗鑛ノ種類及名稱（金屬鑛ニ在リテハ金鑛銀鑛等ノ如シ）ヲ、選鑛ノ部ニ於テハ精鑛ノ種類及名稱ヲ、製錬ノ部ニ於テハ製品ノ種類及名稱ヲ記載スベシ
三 採鑛高ノ欄ニハ採掘粗鑛ノ數量ヲ記載スベシ
四 選鑛元鑛高ノ欄ニハ選鑛ニ供シタル粗鑛ノ數量ヲ記載スベシ
五 製錬元鑛高ノ欄ニハ採鑛ノ部ニ於テハ製錬ニ供シタル精鑛ノ數量ヲ記載スベシ
六 平均品位ノ欄ニハ平均含有率（金及銀ハ百萬分率、其ノ他ハ百分率）ヲ記載シ且滿俺鑛ニ在リテハ用途ニ依リ金屬及二酸化ノ別ヲ記載スベシ
七 數量ノ單位ハ粗鑛及精鑛ニ在リテハ瓲（一瓲ハ二百六十六貫七又ハ千六百六十六斤七ニシテ即一萬斤ハ六瓲ニ當ル）製品ニ在リテハ金及銀ハ瓦、鐵及硫黄ハ瓲、其ノ他ハ瓩トス但シ瓲ヲ單位トスルモノニ付テハ瓲以下一位迄ヲ記載スベシ
八 自己所屬ノ他鑛山ニ輸送シ合併シテ選鑛又ハ精錬ヲ爲シタルトキハ其ノ數量ヲ選鑛元鑛高又ハ製錬元鑛高ノ欄ニ記載シ合併シテ選鑛又ハ製錬ヲ爲シタル鑛山ニ在リテハ該當欄ニ夫々區別シテ記載シ且輸送先及產出鑛山ヲ明ニスベシ

昭和　年鑛業明細表

| 登錄第　號 | | |

甲ノ三（三通）

昭和　年鑛業明細表

國登錄

鑛種	鑛位置名稱	鑛業權者又ハ代表者	鑛業代理人
石油	國　郡　町村　鑛山	住所　何　某印	住所　何　某印

備考
一　本表ハ石炭及亞炭ニ關シ適用スルモノトス
二　種別ノ欄ニハ石炭ニ在リテハ塊炭、粉炭、切込炭、粗炭及煽石ニ區別シテ記載スベシ
三　數量ノ單位ハ瓲ハ二百六十六貫七、又ハ千六百六十六斤七ニシテ即一萬斤ハ六瓲ニ當ル）トス
四　販賣價額ハ鑛山渡シ値段ニ依リ記載スベシ
五　鑛業代理人ヨリ差出ス場合ニハ其ノ者ノミ捺印スベシ

記事	計		

第　號

記事	製精									採油									
	別種	越高	製出高	販賣						種別	越高	採油高	比重	精製元高	販賣高				
				數量	價額	自家用	殘高								數量	價額	自家用	殘高	
					円											円			

備考

一 本表ハ石油（可燃質天然瓦斯ヲ含ム）ニ關シ適用スルモノトス

二 比重ノ欄ニハ『ボーメ』比重計ニ依ル比重ヲ記載スベシ

三 數量ノ單位ハ油ハ頓、『ピッチ』ハ瓩、可燃質瓦斯ハ立方米トス

四 精製ノ部種別ノ欄ニハ揮發油燈油輕油重油機械油『ピッチ』等製品ノ普通名稱ニ依リ區別シテ記載スベシ

五 自己所屬ノ他鑛山ニ輸送シ合併シテ精製ヲ爲シタルトキハ其ノ數量ヲ精製元高ノ欄ニ記載シ合併シテ精製シタル鑛山ニ在リテハ當該欄ニ夫々區別シテ記載シ且輸送先及產出鑛山ヲ明ニスベシ

六 原油ヲ買入レ自己掘採ニ係ル原油ト合併シテ精製シタルトキハ該當欄ニ夫々區別シテ記載シ尙其ノ產出鑛山名又ハ登錄番號、所在府縣國郡名 數量及比重ヲ記事欄ニ各別ニ記載スベシ

七 販賣價額ハ鑛山渡シ値段ニ依リ記載スベシ

八 精製品殘高ノ價額ヲ年末現在ノ市價ニ依リ各品別ニ記事欄ニ記載スベシ

九 原油ヲ販賣シタルトキハ其ノ賣先數量及比重ヲ記事欄ニ各別ニ記載スベシ

十 鑛業代理人ヨリ差出ス場合ニハ其ノ者ノミ捺印スベシ

乙ノ一（二通）

昭和　年鑛業明細表

國登錄　第　號

鑛種		
位置	國	郡
名稱	鑛山	町村
鑛業權者	住所 何	某印
又ハ代表者	住所 何	某印
鑛業代理人		

鑛夫員數、延工數、平均一工ノ勞働時間及賃金

區別	員數						延工數			平均一工ノ勞働時間	賃金			
種別	十六歲未滿		十六歲以上五十歲未滿		五十歲以上		計				總額		一工當平均	
	男	女	男	女	男	女	男	女	計		男	女	男	女
											円	円	錢	錢

坑內

採鑛夫	支柱夫	手子	運搬夫	機械夫	工作夫		雜夫其ノ他	計	坑外 採鑛夫

外										製錬						
選鑛夫	運搬夫	機械夫	工作夫		雜夫其ノ他	計	（製錬ヲ除ク）	製錬夫	運搬夫	機械夫	工作夫		雜夫其ノ他	計

合計	職員數及其ノ他ノ從業者員數	兵役關係者員數	區別						坑外（製錬ヲ除ク）	製錬	計	區別						坑外（製錬ヲ除ク）	製錬
			職員									職員							
			事務ニ從事スルモノ			技術ニ從事スルモノ		合計				鑛夫							
			男	女	計	男	女	計				陸軍	海軍	計	陸軍	海軍	計		

計	行業日數	採鑛	選鑛	製鍊	記事

備考

一 本表ハ石炭、亞炭、及石油ヲ除キタル一般ノ鑛物ニ關シ適用スルモノトス

二 鑛夫、職員其ノ他ノ從業者員數ハ六月三十日現在ニ依リ記載スベシ但シ休業中ノ鑛山又ハ七月一日以後事業ヲ開始シタル鑛山ニ於テハ休業ノ際又ハ十二月三十一日現在ニ依リ記載シ其ノ旨記事欄ニ記載スベシ

三 二種以上ノ業務ニ從事スル者ニ付テハ其ノ主ナル一方ニ記載スベシ

四 本表ノ種別ニ該當セザル特殊ノ業務ニ從事スルモノアルトキハ其ノ名稱ニ依リ記載スルコトヲ得

五 其ノ他ノ從業者トハ給仕、小使、門衞、掃除夫等鑛夫以外ノ勞務者ヲ謂フ

六 兵役關係者トハ歸休兵役、豫備兵役、補充兵役ニ在ル者ヲ謂フ

七 賃金中ニハ手當、賞與、步增等ニシテ實質上賃金ノ性質ヲ有スルモノノ全部ヲ包含セシムベシ

八 賃金ノ一工當平均トハ延工數ヲ以テ賃金總額ヲ除シタルモノヲ謂フ

九 鑛業代理人ヨリ差出ス場合ニハ其ノ者ノミ捺印スベシ

乙ノ二（二通）

昭和　年鑛業明細表

國登錄第　號

鑛種	位置	名稱	鑛夫員數、延工數、平均一工ノ勞働時間及賃金	區別	種別	員數						延工數			平均一工ノ勞働時間	賃金			
						十六歳未滿		十六歳以上五十歳未滿		五十歳以上		計				總額		一工當平均	
						男	女	男	女	男	女	男	女	計		男	女	男	女
				採炭夫												円	円	錢	錢
				支柱夫															
				後山															
				運搬夫															
				機械夫															
				工作夫															
				雜夫其ノ他															

鑛業權者又ハ代表者	住所	何	某印
鑛業代理人	住所	何	某印

區別			合計	坑外								坑內	計
				計	雜夫其ノ他		機械夫	運搬夫	選炭夫	採炭夫	計		
職員數及其ノ他ノ從業者員數	職員	事務ニ從事スルモノ	男										
			女										
			計										
		技術ニ從事スルモノ	男										
			女										
			計										
		合計	男										
			女										
			計										
	其ノ他ノ從業者		男										
			女										
			計										

區別			兵役關係者員數	計	坑外	坑內	計	行業日數	採炭	選炭	炭	記事
職員	陸軍											
	海軍											
	計											
鑛夫	陸軍											
	海軍											
	計											
合計	陸軍											
	海軍											
	計											